

循環あいち

2005年4月20日発行

Vol.55



(社)愛知県産業廃棄物協会
第26回 通常総会

平成17年度 産業廃棄物行政担当名簿

建設廃棄物適正処理講習会開催

暴力追放セミナー報告

平成17年度 産業廃棄物に関する講習会日程



社団法人

愛知県産業廃棄物協会

<http://www.cjn.or.jp/sanpai/> E-mail:sanpai@cjn.or.jp

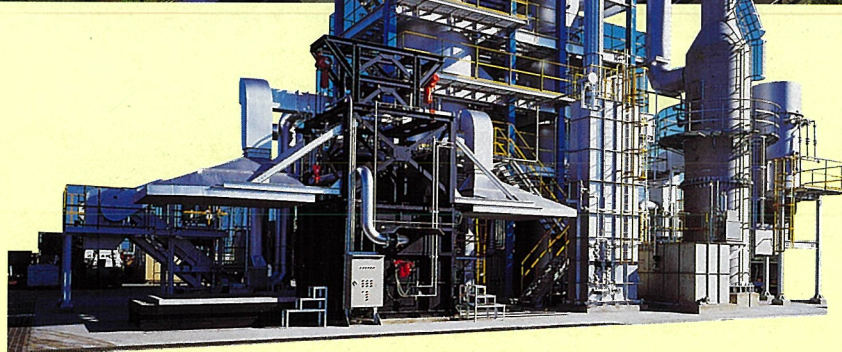
4つの焼却システムで多種類の廃棄物を完全燃焼 環境管理も最新設備で万全

●ロータリーキルン炉による焼却

●バーナー噴霧による焼却

●台車炉による焼却

●揺動式ストーカー炉による焼却



近藤産興の
産業廃棄物焼却プラント
飛島工場

近藤産興株式会社

〒457-8535 名古屋市南区浜田町1-10
TEL.052-614-2511 FAX.052-611-5826

飛島工場

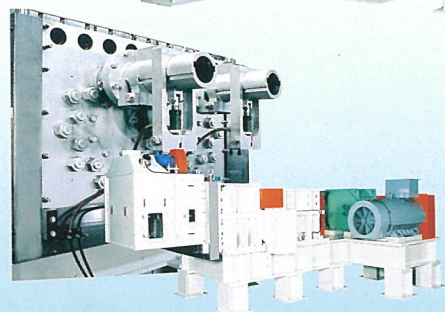
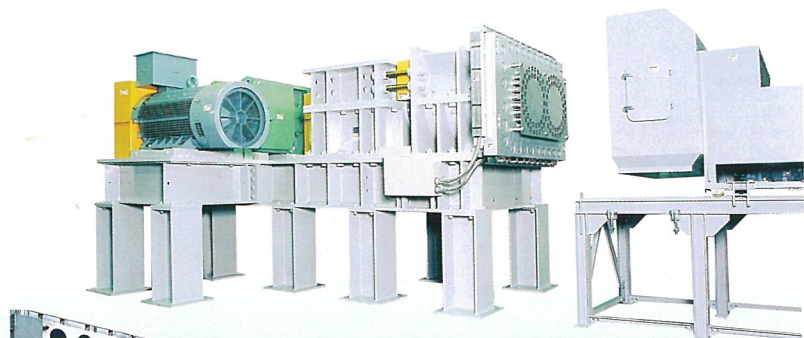
〒490-1435 愛知県海部郡飛島村大字梅之郷字東梅15
TEL.05675-5-2847 FAX.05675-5-0506

キレイな環境づくりに多大に貢献する タジリの総合再資源化技術

熱圧縮減容成形機

ウエストポーター

プラスチック及び紙屑、木屑等を圧縮し、ソーセージ状(φ25mm～φ150mm)のRPF(固形燃料)にすることが出来ます。



(タイプ:12種類) ニーズに合わせてご利用下さい。

- スクリューは六角形スクリュー軸に差込方式且つ、分割式な為、メンテナンスが簡単です。
- センサー管理の安全タイプ。
- ノズルを用途に応じてセットし、ダスト燃料が調整できます。

一軸式破砕機

バイトローター

プラスチック・ゴム等軟らかいものから、木材・巻取ロール・雑誌等の堅い物まで効率良く破砕します。又、スクリーンの交換で粒度の選定が出来ます。



一軸式縦型破砕機

ロータリーハンマー

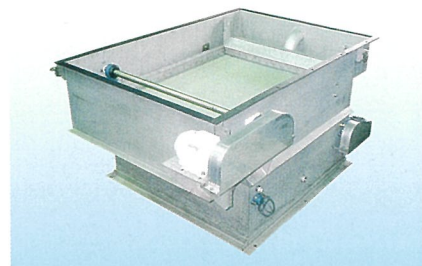
衝撃型破砕方式のため、廃家電製品・木材外壁等の硬質系廃棄物を瞬時破砕処理出来ます。



水処理システムユニット

TSS型 振動スクリーン

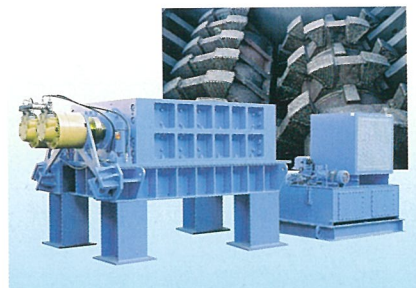
環境への配慮から、廃水・廃液中の混入物質を分離除去する装置です。



油圧式破砕機

ウルトラクラッシャー

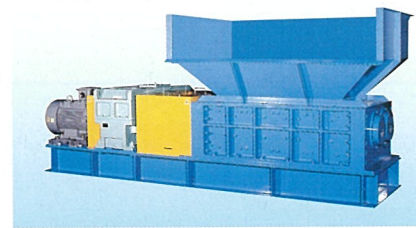
各種の粗大ゴミ、硬軟質多様な処理物を、確実に、効率良く正逆回転する事で効率的に破砕することが出来ます。



粗大ゴミ・不燃物の二軸強力破砕機

ストロングクラッシャー

粗大ゴミ、不燃物などをせん断、圧縮、引張作用により破砕処理します。又、破砕物の大きさは、破砕刃の形状により変えることが出来ます。



その他営業品目

●ホッピングスクリーン：残渣選別機

●プレスコンパクター：空缶圧縮機

●アルミ選別機

地方自治体及び産業廃棄物関連施設の不燃ごみ・粗大ごみリサイクルプラント、RPF製造プラント、ビン・缶リサイクルプラント



—— 製造・発売元 ——

株式会社 タジリ

〒369-1108 埼玉県大里郡川本町田中357-1
TEL.048-583-3525 FAX.048-583-3527
URL <http://www.tajiri.co.jp> E-mail info@tajiri.co.jp



MEIKI
CLEANER

生産、廃棄は一連の社会メカニズムです。
当社は企業、工場、医療機関、スーパー、
飲食店等あらゆる分野の排出事業者の
ニーズに応え、最適で多彩な収集車輛と
独自の焼却処理システムで環境保全に
最優先のシステムで取り組んでいます。

環境の未来をいちばんに考え、
あらゆる分野の廃棄物の収集運
搬、処理システムを実現しました。



産業廃棄物収集運搬・処理許可業者

株式 明輝クリーナー
会社

本社／豊橋市若松町字中山101の34 〒441-8123

TEL.0532-25-1026 FAX.0532-25-1227

原町工場／豊橋市原町字南山1-99 〒441-3111

TEL.0532-41-7530 FAX.0532-43-0165

豊川営業所／TEL&FAX.0533-83-3778

循環型社会
推進企業をめざす

ASS
AMA SEISOU

明日をベストセロエミヤシク。

廃棄物を明日に残さない
環境保全の約束です。

《14年対応最新設備の燃焼施設完成》

収集運搬



選別

再資源化



焼却



株式会社
海部清掃

■本社／愛知県海部郡甚目寺町大字西今宿字平割二6番地
TEL.052-441-5353 FAX.052-441-5427

■美和営業所／愛知県海部郡美和町大字ニツ寺字上長2-1番地
TEL.052-442-8493 FAX.052-442-8508

業 務 内 容	産業廃棄物許可		特別管理産業廃棄物許可		一般廃棄物許可
	収集運搬	愛知県・名古屋市 岐阜県・三重県	収集運搬	愛知県・名古屋市 岐阜県	稲沢市・津島市・一宮市・春日井市 甚目寺町・新川町・西春町・大治町 七宝町・美和町・蟹江町・弥富町 佐屋町・佐織町・平和町
	処 分	愛知県 (中間処分／選別・焼却)	処 分	愛知県 (中間処分／焼却)	

土まみれ・泥まみれ

廃プラの選別・洗浄を全自動化 風力洗廃装置新登場

掘り起こし
ゴミの効率化
に最適



容器、
ビニール袋の
中まで抜群の
洗浄力



装置内部の処理の様子を
テレビモニターで常時 チェックできます。

特許申請中



投入



風力選別



洗浄

- 掘り起こしゴミの廃プラ選別・洗浄に威力を発揮します。
- 最終処分場の延命、廃プラリサイクル工場の新設備に。
- ペットボトル、ビニール袋、容器など全ての廃プラに対応します。
- 水も空気も循環式で外へは出しません。
- 振動、騒音、粉じん、臭いもありません。
- 当社の分離・リサイクル装置と連動してさらに効率アップ。

お問い合わせは

株式会社 藤総合センター

URL <http://www.fujisougou.com/>

e-mail info@fujisougou.com

本 社

〒446-0003 愛知県安城市柿碓町向ヒ1番地

TEL (0566) 97-4819 FAX (0566) 97-4867

ショールーム

〒441-0203 愛知県宝飯郡音羽町大字長沢字東千束12

TEL (0533) 82-2030 FAX (0533) 82-2031

JWNETとの連携も可能 情報をペーパーレス管理

リサイクル事業者(中間処理事業者)の視点で開発した廃棄物情報管理システム
(「IT活用型経営革新モデル事業(平成15年経済産業省)」の補助を得て開発)

出展決定!

2005
NEW 環境展

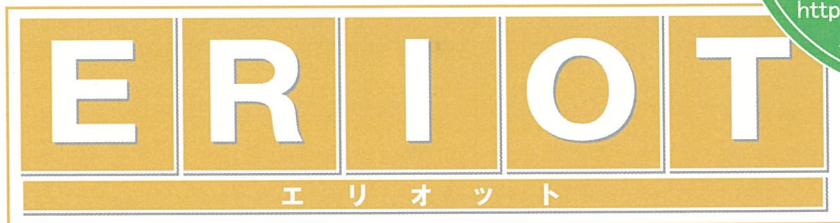
2005年5月24日(火)~5月27日(金)

会場: 東京ビッグサイト

<http://www.nippo.co.jp/>

デモをご覧いただけます

廃棄物情報管理システム



Everything Recycle On The Internet

ERIOT(エリオット)は廃棄物の発生から収集・運搬、リサイクル過程に至るまでの情報をウェブ上で一括管理ができる情報システムです。現場から携帯電話あるいは通信機能を持ったPDAやPCを利用し、廃棄物発生情報をインターネット経由でデータエントリーが可能となります。

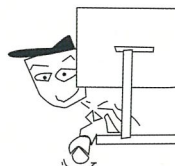
紙manifestoの場合



手書きによる
manifesto発行

手書き作業によるmanifesto発行は枚数が多いほど膨大な作業時間を必要とします。

電子manifestoの場合



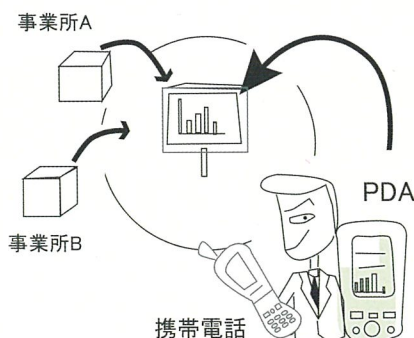
JWNETによる
電子manifesto
発行

手書きミスを解消しますが、1件1件のデータ入力に手間がかかります。

作業効率が
大幅にアップ!



の場合



① 携帯電話またはPDAの活用でペーパーレス化!

発生現場から廃棄物情報をインターネット経由でデータエントリーできます。サーバーに格納されたデータは順次、JWNET(電子manifesto)に転送されるので、manifesto1枚1枚のデータ入力が不要です。また入力ミスが削減でき、事務作業工数が大幅に削減できます。

② 廃棄物の発生から処分までを一括管理!

工場が複数拠点ある場合もデータを一括管理できます。インターネット対応で通信コストが比較的安く、廃棄物のデータ明細をユーザーに提供したり、官公庁への提出書類作成も容易になります。

③ 電子manifestoの携帯義務書面も不要!

2005年4月の法改正により、manifesto情報がわかる書面携帯が必要になります。エリオットを利用すれば、書面の代わりに携帯電話またはPDAで代替できます。

④ 廃棄物処理の最終経路まで確認可能!

顧客側でもJWNETへの入力の手間が削減でき、信頼度も向上します。インターネットで廃棄物処理情報を閲覧できるため、最終処理までコンプライアンスの遵守を確認できます。

【お気軽にお問合せ下さい】

フルハシ工業株式会社 情報システム部 担当: 前田・赤尾

〒456-0056 名古屋市熱田区三番町4-28 E-mail info@fuluhashi.co.jp

TEL 052-661-1565 FAX052-661-1577 <http://www.fuluhashi.co.jp>

廃油・廃酸・廃アルカリ・油泥・汚泥の処理 および資源リサイクルはダイセキにお任せ下さい。

ダイセキは、「限られた資源を活かして使う」をテーマに、廃棄物の資源リサイクル化を徹底して追求しています。あらゆる産業分野から発生する廃棄物の新しい価値創造を目指して、研究・開発を進め、潤滑油、工作油系の再生・油混じりスラッジからの油分回収、廃油からの再生燃料化、有機汚泥、石油スラッジから固形燃料化。そして廃棄物からの各種資源化ではセメント原料化、建材原料化、非鉄金属原料化等に大きな成果を上げています。

また、引火性、腐食性、毒性を持つ「特別管理産業廃棄物」の中間処理の許可を、全国10工場で受け、収集運搬も全国80都府県市の許可を取得した産業廃棄物の総合企業です。

特別管理産業廃棄物
産業廃棄物処理

環境メンテナンス
工事・防災

資源リサイクル

環境分析・研究

石油・化学



本社・名古屋事業所



名古屋事業所・水処理施設

全国ネットで展開

Daiseiki

東証・名証市場第一部上場

株式会社 **ダイセキ**

ホームページ <http://www.daiseki.co.jp>

本社・名古屋事業所 〒455-8505
北陸事業所 〒924-0028
関西事業所 〒674-0093
九州事業所 〒808-0109
関東事業所 〒327-0816
千葉事業所 〒299-0268

名古屋市港区船見町1-86
石川県白山市相川新町899
兵庫県明石市二見町南二見21-6
北九州市若松区南二島4-13-3
栃木県佐野市栄町14-10
千葉県袖ヶ浦市南袖23-8

TEL.(052) 611-6321 FAX.(052) 611-0160
TEL.(076) 275-6585 FAX.(076) 275-6791
TEL.(078) 949-1180 FAX.(078) 949-1315
TEL.(093) 701-2016 FAX.(093) 791-5219
TEL.(0283) 24-8006 FAX.(0283) 22-7408
TEL.(0438) 62-8798 FAX.(0438) 64-0019

環境プラント設計・施工、環境分析・ダイオキシン測定、土壌汚染調査・浄化、環境機器販売

株式会社 **ダイセキ環境ソリューション**

〒455-0027 名古屋市港区船見町1-86 TEL.(052) 611-6350 FAX.(052) 611-4022
ホームページ <http://www.daiseki-eco.co.jp>

(社)愛知県産業廃棄物協会 第26回 通常総会	2
講演会「人間と動物の知恵比べ」 鳥羽水族館 館長 中村 幸昭氏	11

行政ニュース

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の強化について	愛知県環境部廃棄物対策課	13
産業廃棄物処理に関する報告書の提出について	豊橋市環境部廃棄物対策課	14
産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び書面備え付けの義務について	豊橋市環境部廃棄物対策課	15
平成17年度 産業廃棄物行政担当名簿		16

協会ニュース

(社)愛建協建設副産物対策委員会 (社)愛産協建設廃棄物部会共催で建設廃棄物適正処理講習会開催	17
平成16年度 暴力追放セミナー報告	20
平成17年度 産業廃棄物に関する講習会日程	21
愛知県産業廃棄物税条例について (通知)	愛知県環境部廃棄物対策課産業廃棄物グループ 22

支部ニュース

[名古屋支部] 親睦、交流を深めたゴルフ大会	24
[尾張南支部] 欠格条項について有意義な法令講習会	24
〈資料〉欠格条項一覧	26
[東三河支部] 新年交礼会が開かれ今年も一層の結束を強調	28

会員フラッシュ

近藤成章会長が秋の叙勲祝賀会にかえて社会福祉に寄託	28
---------------------------------	----

新規会員紹介

(有)平州・(有)勝栄工業・坪井金属(有)・(有)リョクリン	29
--------------------------------------	----

循環型最前線レポート

混載、混合の建設系廃棄物のリサイクルでゼロエミッションを目指す 誠美社工業(株)	30
--	----

青年部会ニュース

平成16年度 臨時総会及び新年会開催	32
2月全体会議「現在の会社経営に満足していますか？」	34
3月例会 爽やかな笑顔につつまれて交流エンジョイ!ボウリング.COM	34
(社)全国産業廃棄物連合会青年部協議会全国大会のお知らせ	35

愛・地球博開幕

資源循環の未来を	36
----------------	----

事務局だより

理事会報告	43
新規会員報告	44

趣味倶楽部

山歩きの魅力は達成感

連載

法律相談 相続、10

名環サービス(株) 代表取締役 竹内 良一さん・39

協会顧問 弁護士 楠田 堯爾・42

社団法人 愛知県産業廃棄物協会 第26回通常総会



新年度の事業計画案、収支予算案を審議する（社）愛知県産業廃棄物協会第26回通常総会が3月24日（木）名古屋国際会議場（名古屋市熱田区）で436名（委任状含む）の出席のもとに開催されました。

総会は午後4時よりはじまり、冒頭、近藤成章会長が挨拶し「環境を前面に、自然の叡智をテーマに21世紀最初の国際博覧会『愛・地球博』がここ愛知県で開催されます。循環型社会の構築に向けた様々な技術やシステムが披露され、地球環境の未来に向けた取り組みが世界にむけて発信されます。当協会並びに会員各社はこうした循環業



（社）愛産協近藤会長

の一翼を担う業界として社会に貢献し、期待に応えていかなければなりません。」と協会が果たす使命の重要性を述べました。

続いて議長に中嶋久夫副会長を選出し議案審議に入り、須本康夫専務理事が災害廃棄物処理の体制づくりや新規事業計画などの平成17年度事業計画案、及び平成17年度収支予算案を一括して説明しました。

事業計画案では、大規模災害発生時の災害廃棄物



須本専務理事

処理体制づくりのマニュアルの作成と協力体制の充実を図っていく。青年部会の育成では、本年8月に名古屋で中部ブロック協議会の主催により全国大会について協力、支援を行うなど組織の強化を図っていきます。研修事業では、愛知万博会場施設見学会や不法要求防止責任者講習会（3年経過）など精力的に行います。相談指導事業では、職員を増やし、最近増加の法改正や契約問題等の相談に対応していきます。普及啓発事業では、優良化制度や情報公開に向けて会員検索をより簡単にできるようホームページの内容充実を図り、情報を広く提供していきます。また、中部協議会と一体で、2005年New環境展名古屋への出展を予定しています。また、許可講習会では収集運搬の講習を増やすよう関係団体と協力し便宜を図っていきます。など新規事業計画を含めた各事業案の説明後、平成17年度収支予算（案）について新規事業に重点配分した内容が説明され、議案は出席者全員の

拍手をもって承認され、総会は終了しました。（事業計画、予算は4～9頁に掲載）

なお、総会に先立ち、同会場で鳥羽水族館 館長 中村幸昭氏を講師に招いて「人間と動物の知恵比べ」をテーマに記念講演（10～12頁に掲載）が行われ、動物がもっているさまざまな秘められた生きるための能力、知恵について豊富な経験と知識をもとにユーモアたっぷりの講演があり、人間だけが高等動物ではなく、人間社会が学び取らなければならない多くの問題やヒントが提起されました。



平成17年度 事業計画

はじめに

21世紀は、環境の世紀とも言われ環境問題が最も重要な課題となっています。愛知県においては、平成17年3月25日より「愛・地球博」の愛称で万博が始まります。この万博は21世紀の人類が直面する地球規模の課題の解決と人類の生き方を発信するため、世界中の国や国際機関の参加の下で新しい文化、文明の創造を目指して開催されます。テーマとして「自然の叡智」を、また、サブテーマとして宇宙、生命と情報、人生のわざと知恵、循環型社会を掲げています。地元で開催される世紀の祭典はパビリオンや最先端技術の見本市の他に会場内では循環型社会を築いていくインフラ整備を含めた新しい環境の先端技術、施設が試みられ環境万博とも言われ、日本の新しい技術として発信されます。

一方、産業廃棄物業界を見ますと、県民の日常生活の場や事業活動においては資源循環の取組みを推進され、資源循環型社会の形成へと大きく転換が図られているところであります。全国的に見ますと一部の者により、過去に不法処理された負の遺産である産業廃棄物の一掃どころか、不法処理廃棄物による地下水汚染などの環境汚染も懸念される状況であります。

産業廃棄物の処理に関しては、排出事業者自らの責任において行うこととされております。排出事業者は、自社の廃棄物を処理業者に委託し、不適正処理された場合、昨今の社会状況から経営上深刻な影響を受けることから、適正で安心できる専門性の高い業者への期待が高まっています。いま、排出事業者自らが優良な処理業者を選択することは、企業戦略の中でも重要な課題の一つになってきております。

このような状況において環境省は、産業界の強い要望も入れ産業廃棄物処理業界に対して、排出事業者が優良な処理業者を適切に選択できる仕組みとして「産業廃棄物処理業者の優良性評価制度」が本年4月1日から施行されるなど社会的に要請されるレベルがより高度になってきています。

また、地震等大規模な自然災害が起きると、必然的に多量の災害廃棄物が生じます。

業界として、このような災害廃棄物の迅速な処理協力は社会貢献と考え、大規模災害時の廃棄物処理に関し、県と協定を締結してまいります。そして、これに対応する当協会の体制システム作りを検討してまいります。

さらに、最終処分場の整備については、当協会も重要な課題と考えています。しかし、昨今の適地の減少や住民の不信感などにより、事業者や産業廃棄物処分業者の自己努力のみでは、新たな最終処分場の確保は困難を極めております。このまま最終処分場の整備が進まない状況が今後とも続くと廃棄物の不適正処理の増加や、ひいては、物づくり県である愛知県の企業活動にも大きな影響が起きることも懸念されますので、公共関与を含めた最終処分地の早期整備を関係機関に働きかけてまいります。

以上の状況を踏まえて、本年度事業を次のとおり実施してまいります。

1 組織強化・拡充事業

(1) 新規会員の加入促進

会員数の増加は、協会の財政基盤の強化と業界の社会的地位の確立を図る上で大変重要な課題である。県内の未加入処理業者、排出事業者に対し、「協会事業案内」等を活用し、積極的に加入を働

きかけ、会員の増加を図り組織の強化を目指す。

(2) 「産業廃棄物処理業者の優良性評価制度」実施に基づく体制作り

産業廃棄物処理業者の優良性評価制度が施行されることに伴い、当協会としてのシステム等について検討を進める。

(3) 大型災害発生時の災害廃棄物処理協力体制作り

大型災害発生時の災害廃棄物処理に関し、愛知県との協定締結に基づき、当協会としての処理協力体制マニュアルの作成及び会員の協力可能な機材等の調査を実施する。

(4) 部会活動の積極的推進

収集運搬部会、中間処理部会、最終処分部会、医療廃棄物部会及び建設廃棄物部会において、それぞれの専門分野における対応課題について、検討を積極的に進める。

(5) 青年部会の育成

次代の業界を担う人材の健全な育成を図るため、青年部会の活動に対し助成金を支出するとともに、意見・情報交換を行い積極的に支援する。

2 調査・研究事業

(1) 産業廃棄物処理状況実態調査

産業廃棄物の適正処理並びに再生利用、再資源化に必要な資料を収集するため、適正処理委員会及び各部会において、実態に沿った調査等を実施する。

(2) 法令・行政情報・専門誌等からの情報収集、提供

①情報収集・公開

循環型社会への対応及び産業廃棄物の適正処理に関する法令・書籍・専門誌・機関誌・関連機器メーカー等の各種情報を収集・整理し、常時協会事務所において会員のみならず、広く一般にも情報公開する。

② 「INDUST」の無料配布

(社)全国産業廃棄物連合会発行の月間総合専門誌「INDUST」を一括購入し、正会員に毎月無料配布する。

③ 産業廃棄物関連記事切り抜きダイジェスト版の発行

情報収集、職場意識の高揚、ビジネスチャンスのヒントに活用できるよう業界専門誌以外の日刊新聞11紙の廃棄物に関連する記事を切り抜きダイジェスト版にまとめ、原則として隔月に発行し配布する。

(3) 環境保全に関する調査・情報収集

産業廃棄物の適正処理に関する法改正や環境型社会の構築に向けた動向は、今後、産業廃棄物処理業が大きく影響を受けることが予想されるため、これらについて、各方面からの情報収集を行うとともに、業界としての対応等について検討する。

3 研修事業

(1) 各種講習会・研修会の開催

産業廃棄物の適正処理に関する認識を深めるとともに、法令・処理技術の知識習得、労働安全衛生の意識高揚を図り、資質の向上に資するため各種講習会・研修会を開催する。また、行政機関、他団体が開催する講習会・研修会の情報収集を行い、参加案内する。

①法令講習会

②技術講習会

③労働安全衛生講習会

④経営改善講習会

⑤不法要求防止責任者講習会 等

(2) 施設見学会の実施

本年度、地元で開催される世紀の祭典「愛・地

球博」は「環境万博」とも言われており、パピリオンや最先端技術の見本市の他、新しい環境技術、施設など日本の新しい先端技術が発信される場であることから、本年度の施設見学会を万博とし、これを盛上げるとともに、環境問題を研修する場とする。

4 相談・指導事業

(1) 会員への相談・指導

産業廃棄物処理業に係る許認可、届出等各種申請に関する事務手続き、融資・助成金に関する事項、事故防止、暴力団対策に関する相談に対して、各種資料の提供や適切な助言及び指導を行う。

(2) 排出事業者等からの相談・指導

排出者からの臨時処理委託には当該地区の会員を紹介斡旋し、適正処理の推進を図る。

(3) 相談・指導の充実強化

協会で法律、経営、経理の専門家を選任し、個別相談に対応するとともに、内容の充実を図り、最近増加の法改正や契約問題の相談に対応して行く。

(4) 顧問弁護士の委嘱

楠田法律事務所所長楠田堯爾氏に協会顧問弁護士を委嘱し、会員の相談等に対応する。

5 普及・啓発事業

(1) 機関誌「循環あいち」の発行

循環型社会形成に向けた対応をすべく、平成15年7月号(48号)から、機関誌の名称を「産廃あいち」から「循環あいち」に変更したが、本年度は、産業廃棄物業に係る業界の動向、行政指導の詳細、協会の活動状況、会員相互の親睦や交流の場を設けるなど「循環あいち」の内容を更に充実して発行し、会員・行政機関・各種団体等に配布する。

(2) 協会事業案内の活用

協会事業案内を積極的に活用し、会員が排出事業者に対し、協会の事業内容を広く周知することにより、優良処理業者として認知いただくと共に、入会案内としても利用し未加入者の入会を促進し、会員の増加、組織の強化を図る。

(3) インターネット・ホームページの内容充実

ホームページをより一層充実・整備するとともに、会員検索をより簡単にできるよう改善する。また定期的に内容を更新し、新鮮で広範囲な情報を広く提供する。

(4) 行政との啓発事業の共同実施

廃棄物等の現状や課題に対する理解を得るため、排出事業者・県民・行政・処理業者が連携し、啓発事業を共同で実施する。

(5) 2005NEW環境展名古屋に出展

平成17年11月10日(木)～12日(土)にポートメッセなごやで開催される2005NEW環境展名古屋に出展し、事業の普及・啓発を図る。

6 不法投棄防止活動

(1) 不法投棄パトロールの実施

6月の環境月間に、支部毎に管内をパトロールし、不法投棄や野焼き・過剰保管等を調査・集約の上、関係行政機関へ報告し指導等を要請する。

(2) 不法投棄撤去作業の実施

廃棄物の不法投棄によって環境保全上、著しく障害があると判断された場合は、支部において地域住民・関係行政等と共同で撤去作業を実施して、地域の環境保全に努める。

(3) 愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会等への協力

愛知県の「あいち適正処理推進委員会」「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」「地域産

業廃棄物不法処理防止連絡協議会」に各役員が参加するとともに、情報交換、各種施策に積極的に協力し、不法処理の防止に努める。

7 福利厚生事業

(1) 中部産業廃棄物厚生年金基金の動向の把握

中部産業廃棄物厚生年金基金は、年金資金が厳しい状況にあるため、今後の動向について、引続き中部産業廃棄物厚生年金基金の理事会・代議員会等を通じて動向を把握するとともに意見具申していく。

(2) 産業廃棄物処理従業員共済制度の確立

産業廃棄物処理業の経営体質の強化と万一の事故に備えるため、中部自動車共済、生命共済グループ保険との契約を継続し、加入者の増加を図る。

(3) 親睦・交流行事の開催

会員及び従業員の親睦・交流を図るため、ボウリング大会、ゴルフ大会を開催する。

8 支部活動の推進

会員組織の強化及び協会事業の円滑な運営と支部会員相互の交流、情報交換、不法投棄防止活動等地域に密着した活動を積極的に推進するため、各支部に対し助成金を支出するなど、支部活動を支援する。

9 表彰事業

産業廃棄物の適正処理業務を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、また、事業活動を通じて当協会の発展に貢献のあった会員や会員事業所及び従業員の方々に対し、その功績を讃え顕彰するため、当協会会長名による表彰を行う。

10 関係行政機関・関係団体の施策への協力

(1) 関係行政機関との連携強化

産業廃棄物の適正処理の推進と業界の社会的地位向上を図るとともに、的確な情報収集のため、県・市行政と愛産協との懇談会を始め各種会議等を開催し、行政機関との関係をより一層強化する。

(2) (社) 全国産業廃棄物連合会、中部地域協議会その他の関係団体との連携強化

産業廃棄物の広域処理の見地から、(社) 全国産業廃棄物連合会、その他中部圏の産業廃棄物関係団体との連携を密にし、全国的、広域圏的レベルでの産業廃棄物に関する情報の収集に努め、広域的な組織の連携・結束を図る。

(3) マニフェストシステムの普及及び用紙頒布事業

産業廃棄物の適正処理を図るため、国・地方自治体・(社) 全国産業廃棄物連合会・建設九団体副産物対策協議会と協力して、マニフェストシステムの普及を図るとともにマニフェスト用紙の頒布を行う。

(4) 産業廃棄物処理業の許可申請に係る講習会の協力

(財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施する、産業廃棄物処理業の許可申請に係る講習会の協力団体として、開催日程検討・会場確保、受講申込み受付、講習期間中の受付業務等を協力して実施する。

平成17年度 収支予算

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

■収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減
大 科 目	中 科 目			
入会金収入		900,000	900,000	0
	入会金収入	900,000	900,000	0
会 費 収 入		77,400,000	77,400,000	0
	正会員会費収入	74,400,000	74,400,000	0
	賛助会員会費収入	3,000,000	3,000,000	0
補助金等収入		25,600,000	25,600,000	0
	マニフェスト頒布助成金	16,000,000	16,000,000	0
	講習会助成金	9,000,000	9,000,000	0
	公益事業助成金	600,000	600,000	0
事 業 収 入		1,000,000	1,000,000	0
	機関誌等広告収入	1,000,000	1,000,000	0
負担金収入		1,000,000	1,500,000	△500,000
	負担金収入	1,000,000	1,500,000	△500,000
雑 収 入		1,000,000	1,000,000	0
	雑 収 入	1,000,000	1,000,000	0
当期収入合計 (A)		106,900,000	107,400,000	△500,000
前期繰越収支差額		37,000,000	28,000,000	9,000,000
収 入 合 計 (B)		143,900,000	135,400,000	8,500,000

■支出の部

(単位：円)

勘 定 科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減
大 科 目	中 科 目			
事 業 費		81,650,000	77,050,000	4,600,000
	給料手当	8,000,000	8,000,000	0
	賃 金	800,000	800,000	0
	福利厚生費	1,500,000	1,500,000	0
	会 議 費	5,800,000	5,800,000	0
	旅費交通費	3,000,000	3,000,000	0
	通信運搬費	4,000,000	4,000,000	0
	消耗什器備品費	50,000	50,000	0
	消耗品費	1,000,000	100,000	0
	印刷製本費	9,000,000	9,000,000	0
	機関誌発行費	8,000,000	8,000,000	0

	賃借料	2,000,000	2,000,000	0
	諸謝金	300,000	200,000	100,000
	図書費	8,000,000	8,000,000	0
	広告料	1,500,000	200,000	1,300,000
	負担金支出	4,000,000	4,000,000	0
	助成金支出	9,000,000	9,000,000	0
	委託費	13,200,000	10,000,000	3,200,000
	雑費	2,500,000	2,500,000	0
管理費		53,100,000	49,200,000	3,900,000
	給料手当	12,000,000	11,000,000	1,000,000
	役員報酬	6,000,000	6,000,000	0
	退職金	500,000	500,000	0
	退職共済掛金	300,000	300,000	0
	法定福利費	3,700,000	3,000,000	700,000
	福利厚生費	400,000	300,000	100,000
	会議費	5,000,000	5,000,000	0
	旅費交通費	3,000,000	2,500,000	500,000
	通信運搬費	1,500,000	1,500,000	0
	消耗什器備品費	50,000	50,000	0
	消耗品費	800,000	800,000	0
	修繕費	50,000	50,000	0
	印刷製本費	1,000,000	1,000,000	0
	光熱水料費	700,000	700,000	0
	賃借料	13,600,000	12,000,000	1,600,000
	保険料	200,000	200,000	0
	図書費	500,000	500,000	0
	租税公課費	100,000	100,000	0
	顧問料	1,000,000	1,000,000	0
	渉外費	1,500,000	1,500,000	0
	雑費	1,200,000	1,200,000	0
協会運営安定積立金		5,000,000	5,000,000	0
	協会運営安定積立金	5,000,000	5,000,000	0
予備費		4,150,000	4,150,000	0
	予備費	4,150,000	4,150,000	0
当期支出合計 (C)		143,900,000	135,400,000	8,500,000
当期収支差額 (A-C)		△37,000,000	△28,000,000	△9,000,000
次期繰越収支差額 (B-C)		0	0	0

第26回 通常総会 講演会 「人間と動物の知恵比べ」

講師：鳥羽水族館 館長 中村 幸昭氏



総会に先立ち同会場で、鳥羽水族館館長中村幸昭氏の講演会が開かれ、同氏の長年にわたる動物研究とのかかわり合いをもとに人間社会の歪みをエピソードを交えて様々な視点からお話がありました。

きんさん、ぎんさんの生き方

私は長寿姉妹のきんさん、ぎんさんと親しくさせて頂いていました。お二人は、日頃から非常に健康に気を遣っていて、テレビに出てふらふらしては格好悪いからと毎日庭で30分足を鍛えていました。それに朝の食事は茶碗一杯のご飯と野菜の味噌汁。わかめ、昆布、ひじき、のり、梅干一個。いっ服後は習字の稽古とサインの練習をし、昼はまぐろの刺身。そのあと40分の昼寝をし、風呂は2人ともひとりではいるという一日を送っていました。

きんさん、ぎんさんは見事な生き方だったのです。わたしは、お二人といろいろなところにご一緒しました。園遊会や金山、銀山があったので佐渡島へも行きました。札幌にも行きました。その時、「いつも館長に世話になってるから三人で水入らずで風呂にはいろう」と言われ水入らずで風呂にはいりました。私はお二人の背中を流して出てきました。

昔は水道がありませんから、山道を井戸で汲んだ水をかついで上り下りしていました。もちろん畑仕事も手伝いました。新婚旅行は裏のたんぼと言うきんさん、ぎんさんの生活は、日本人の健康の鏡です。例えば昭和天皇陛下です。元気な時に九州に行かれて、案内の人が「あれが阿蘇山です」と言うと「あ、そう」とおこたえになったとか（笑）。鳥羽水族館にいらっしゃった時に貝の説明をしていると「あ、そうかい」でした（笑）。

今から20年前、那須の御用邸での話です。昭和天皇陛下もお昼寝が習慣だったそうで、きんさん、ぎんさんはそれを真似たそうです。散歩の時に、昭和天皇陛下は泥水の上を歩いていたそうです、「水が

はねるのでこちらを」と侍従が言うと、「草が生えているではないか」とおっしゃって、草の上はお歩きにならなかったそうです。加えて、吹上御所の暑い夜、蚊がたくさん飛んできた時も、蚊を捕獲し種類を調べ、生物研究所で自分の血を吸った蚊を顕微鏡で見て研究してから逃がしたと言うお話でした。

生けとし生けるものに命

皆さんもご存知だと思いますが、血を吸いに来る蚊を調べると全てメスで、オスは血を吸いません。人間の血は母性、卵を産むために必要なのです。ですから私は、3回に1回は愛の献血運動に協力しています（笑）。生けとし生けるものに命があります。命の尊さを足元から見直し、地球全体で考える必要があると昭和天皇陛下は考えていらっしゃいました。

その遺伝子をついだ現在の天皇陛下は魚博士。皇太子様も紀宮様も動物がお好きで研究なさっていらっしゃいます。秋篠宮様は鳥羽水族館に何度も足を運んでくださいます。魚も好きだけれど亀もお好きです。この前も誕生日に伺うと、「飼っているなまずが大きくなったら見て欲しい」とおっしゃられました。「殿下は、なまずにあやかっぺひげを生やしておられるのですか？」と伺うと、「ピンポン！」とお答えになりました（笑）。

秋篠宮様は5、6年前から今度はニワトリの勉強をはじめられました。ニワトリと言っても、庭にいるようなニワトリではなく、東南アジアのジャングルの上を飛んでる野鶏の遺伝子を研究して学位をおとりになりました。

名古屋コーチンの原産地をご存知ですか？ベトナムのホーチミンです。みんな東南アジアから来てるんです。

女性の力

我々は中国から伝わった漢字を使っています。男

と言う字は、田んぼで力仕事せいと書きます。男ヘンの字は18しかありませんが、女ヘンの字は714あります。女と言う字は、若い女性が髪をといているしなやかな女性の姿を形で表しています。女ヘンに家で嫁、女ヘンに古いで姑、女ヘンにほうきで婦人の婦になります。女性がほうきを持つので婦という字ができましたが、現在では女ヘンに電化と書いた方がいいかもしれません（笑）。この漢字の数を見ただけでも勝負ありです。日本の男性は女性を大事にしないとはいけません。

名古屋付近で去年の夏、蝉はよく鳴きましたか？日本の蝉は土の中で4、5年幼虫生活をしています。木に止まって鳴くのは全部オスです。鳴き声はオスの命を賭けたアピールなんです。うるさいという人もいますが、私は朝、庭で鳴く蝉に「頑張れよ」、夜帰ってきても鳴いている蝉には「今日はだめだったか、明日は頑張れよ」と声をかけます。

蝉は相手が見つかりと結婚して1週間で死んでしまいます。アメリカには17年蝉というのがいます。土の中に17年もいるんです。去年の夏にメスが卵を産んだとすると、その卵は2021年じゃないと地上には出られません。しかし、いざ地上に出ようとしたら人間がアスファルトで土を埋めていたらアウトです。今、そういうことを考えて舗装するかどうかを人類は問われているのです。これが地球環境の問題なのです。地上に出たばかりの蝉は裸のようでべたべたです。その状態から太陽光を浴びてしゃんとしてくるんです。

このように習性を研究していくと、人間が高等動物だと思ったら大間違いなのです。

皆さんは世界に旅することがあると思いますが、20年程から金髪美女が減ったといわれているのをご存知でしょうか。原因は酸性雨です。酸性雨が土壌汚染して水道管は銅製のため錆ます、その水で髪を洗うと金髪は緑色になってしまいます。このように金髪が減って緑色の髪的女性が増えたということは悲

しいことです。

グローバルな視線での環境保護

今、もし日本人がベストをつくしても森を守ることとは不可能です。なぜなら隣の中国は多くの石炭を焚いているからです。まもなく飛んでくる黄砂。あの中には酸性の霧と雨が含まれています。国境なき課題。もっともっとグローバルな範囲で環境保護に取り組んでいかなければなりません。

日本一の山は富士山で3775m、世界一はエベレストで8848m、マリアナ海溝は11340mで富士山が3つも入ってしまいます。母の恩は海よりも深いと言われるゆえんです。さんずいへんに母で海です。母を大切にしない人は幸せにならないと思います。汐が満ちてくる時に人は生まれます。引いていく時に生まれると未熟児なんです。長い人生行路を得て死ぬ時は海の汐が引く時です。人間は高等動物といいますが、どんな時代が来ても汐の干満と関係しているということは普遍です。そういったことをもっともっと勉強しなくてはいけないのです。波打ち際に立って、波をよく見てください。7つの波が来ると6つは小さな逆波、最後に大きな波が来ます。これが一週間なんです。そういう自然の摂理を考えなければいけないのです。

めだかをバケツの中に入れてよく見てください。屋内ではうろちょろ動き回りますが、外に出すと大





陽に向かって一列に整列するんです。太陽の恵みを
知っているんです。

イルカやクジラは赤道の真ん中で地球の引力や時
点に逆らわず生きています。そういうことを知って、
高等動物と言うおごりを捨て自然界の動物から学ば
なくてははいけません。

ラッコの教育から学ぶ

今から22、3年前、国際保護動物だったラッコを
レーガン大統領の特別許可を得て日本で初めて鳥羽
に連れてきました。その翌年あかちゃんが生まれてま
した。ラッコはすごいです。ラッコはずっとあかち
ゃんを抱っこしています。赤ちゃんは“早くおっぱ
いをちょうだい”と泣いたり、怒ったり、叫んだり
します。しかしあかちゃんがいくら泣いても、健康
のために毛づくろい（グルーミング）が終わるまで
は絶対に母親はおっぱいを飲ませません。グルーミ
ングのあとに飲ませるのです。1週間経つと目の見
えないあかちゃんを抱いたまま泳ぎの稽古、2週間
経つと潜る練習、50日経つと得意のポーズ、胸で貝
を割って見本を見せます。うまくできないと「もう
一度、もう一度」と特訓をします。

1年間はほとんど夜も寝ないで教育です。その上、
ラッコは非常に賢いのです。流されて沖に行けばサ
メに狙われるのでケルプという昆布に体を巻きつけ
て寝ています。あわびを取りに行くと岩にくっつい

ています、じゃ、どうするかと言うと、海底の石で
コンコンコンと叩いて実だけ取り出して食べます。

きつねの母性から学ぶ

今から20年前、北九州の動物園で夜中に夜警さん
が見回りに行くと、黒いものがバンとおりてきまし
た。何か分からないので朝になって調べてみると、
ある金網の外にきつねの毛が落ちていました。実は
その1ヵ月半前、北九州の山の中で子きつねが捕ま
って動物園の檻にいれられていたんです。その黒い
ものと言うのは、まだお乳を飲まなければいけない
ほど小さかった子ぎつねに、母きつねが命の危険を
顧みず、遠くの山からわが子におっぱいを飲ませに
通っていた姿でした。これは本当の話です。その後、
動物園は母きつねのいる山に子きつねを返しに行き
ました。

人間はどうでしょう、コインロッカーにあかち
ゃんが入れられていた、パチンコに夢中になってる間
に子供が死んでたなんてことがあります。動物の方
が賢いじゃないですか。我々はもっと謙虚になって
勉強しなければならないと申し上げたいのです。

皆さんが営んでいる産業廃棄物の世界では、1日
に国内約5000万トン、東京ドーム54倍くらいのもの
の廃棄物が出ますよね。そのほか家庭から出るごみも
あります。それをどうやってリサイクルするか、環
境問題は皆さんが専門家です。私たちに何かご協力
できることがあればまたお話ください。今日はあり
がとうございました。

講演会は2時間あまりでしたが、動物とのつなが
り、人とのつながりの中で生まれた様々なエピソード
や体験談を話され、テンポがよく、オチも有り、
落語を聞いているように話に引き込まれていく楽し
い講演会でした。知識を超えた自然のサイクル、自
然の変化を私たちは見失ってしまったのではない
か、そんな自然の大きな鼓動に触れた気がします

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の強化について

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度は、平成3年の法改正により導入され、産業廃棄物の処理を委託する場合、その流れを管理する上での基本となっています。

このような中、岐阜市で起きた善商の事案にも見られますように、産業廃棄物の組織的な横流しとこれを隠蔽するためのマニフェストの意図的な偽装や、廃棄処分といった不正行為が目立っており、これらが、事案の拡大やその発覚を困難にしていることから、国においては、これらを防止するため、マニフェストの不正使用等の産業廃棄物管理票制度の

違反に対する罰則の強化を図ると共に、新たに産業廃棄物収集運搬業者や処分業者についても、マニフェストが一定期間保管されていない場合には罰則が適用されることとなります。

県としても、これらの法制度の改正を受け、産業廃棄物の適正処理を推進するため、事業者や産業廃棄物処理業者におけるマニフェストの適切な使用や保管及び帳簿等の保存の一層の徹底を指導するとともに、6月に予定している「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化期間」においても重点的な指導を予定しています。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票
産業廃棄物管理票（マニフェスト）D票
産業廃棄物管理票（マニフェスト）C2票
産業廃棄物管理票（マニフェスト）C1票
産業廃棄物管理票（マニフェスト）B2票
産業廃棄物管理票（マニフェスト）B1票
産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

20219568320

見本

発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会

産業廃棄物処理に関する報告書の提出について

産業廃棄物の処理に関する平成16年度実績等の報告を下表のとおり提出していただくこととなります。平成16年度の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理実績等に関し報告してください。

また、ダイオキシン類対策特別措置法の対象となる施設を設置する事業者の方は、ダイオキシン類特

措法第28条第3項に基づくダイオキシン類測定結果報告書を測定（年1回以上）後すみやかに提出してください。

なお、下表の報告書の用紙は本市から郵送いたします。

報告書の種類	対 象 事 業 場	報告期限	根 拠 法 令
産業廃棄物処理計画書	前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t以上の事業場	6月30日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第7項
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	前年度産業廃棄物処理計画書を提出した事業場		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第8項
特別管理産業廃棄物処理計画書	前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業場		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第8項
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	前年度特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した事業場		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第9項
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書	PCB廃棄物を保管している事業者		ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書	前年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の許可を有するもの	7月31日	豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第24条
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分実績報告書	前年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可を有するもの		
産業廃棄物最終処分場の処分実績報告書	前年度に産業廃棄物処理施設（最終処分場）を設置している事業者		豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第25条
特別管理産業廃棄物の処理実績報告書	前年度に特別管理産業廃棄物を排出した事業者		豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第23条

産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び 書面備え付けの義務について(お知らせ)

産業廃棄物の不法投棄事案の増加に対応し、的確な取締り等を確保するため、下記のように、産業廃棄物の収集運搬車に関する表示をし、その車に書面を備え付けることとされました。(廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号イ及び第6条の5第1項第1号、同法施行規則第7条の2第3項及び第7条の2の2第1項、第3項、第4項)

記

イ 表示内容

以下の事項を車体の両側面に見やすいように表示する。

- ①産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨

②許可業者の氏名又は名称

③統一許可番号(下6けた)

上記の事項については、識別しやすい色の文字で表示する。また、①については JIS Z8305の140ポイント(約5cm)以上の大きさの文字、②、③については JIS Z8305の90ポイント(約3cm)以上の大きさの文字及び数字を用いて表示する。
(廃棄物処理法施行規則第7条の2の2第3項)

ロ 備え付ける書面

運搬車に以下の書面を備え付けておく。

- ①産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
②産業廃棄物管理票(マニフェスト)

ハ 施行期日 平成17年4月1日

※表示例(参考)

産業廃棄物収集運搬車

○△産業株式会社

1 2 3 4 5 6

統一許可番号(下6けた)

- ・ 識別しやすい色
- ・ 90ポイント以上

許可業者の氏名又は
名称

- ・ 識別しやすい色
- ・ 90ポイント以上

産業廃棄物の収集又は
運搬の用に供する運搬
車である旨の表記

- ・ 識別しやすい色
- ・ 140ポイント以上

平成17年度 産業廃棄物 行政担当名簿

(○印は新任、昇格者)

■愛知県環境部

役 職 名	氏 名
環 境 部 長	稲垣 隆司
次 長	山川 利治
技 監	○坂部 孝夫
環 境 管 理 監	○米沢 勝之
廃棄物対策監	○林 清比古
廃棄物対策課長	竹内 幹夫
主幹(調整・施設グループ)	森田 茂
主幹(企画・広域処分グループ)	村松孝太郎
主幹(循環グループ)	村上 博
主幹(一般廃棄物グループ)	堀込 賢次
主幹(産業廃棄物グループ)	○安藤 均
主幹(監視グループ)	○片岩 憲成
主幹(審査グループ)	○川津 幹雄

■愛知県事務所

事務所名	役 職 名	氏 名
尾張事務所	所 長	加藤 勝也
	廃棄物対策課長	○平岩 知伸
	主 幹	○松山 慶三
	課長補佐	○浅井 建
海部事務所	所 長	後藤 政則
	環境保全課長	○岡本 正孝
	課長補佐	○宮下 文秀
知多事務所	所 長	○磯貝七五三夫
	環境保全課長	黒田 博
	主 幹	○大島 潤一
	課長補佐	石井 進
西三河事務所	所 長	池田 善次
	廃棄物対策課長	○山田 高司
	主 幹	○神谷 眞治
	課長補佐	光嶋 一郎
豊田加茂事務所	所 長	松浦 巖
	環境保全課長	山本 廣文
	課長補佐	○河地 哲治
新城設楽事務所	所 長	加藤 國晃
	環境保全課長	原田 文男
	課長補佐	鈴木 全
東三河事務所	所 長	○近藤 鋭雄
	環境保全課長	中島 国輔
	主 幹	渡邊 和久
	課長補佐	○石川 創

■名古屋市環境局

役 職 名	氏 名
環 境 局 長	大井 治夫
理事(環境事業担当)	井上 庸吉
事 業 部 長	○斯波 薫
産業廃棄物指導課長	松尾 幸雄
審 査 係 長	鎗谷 恭一
指 導 係 長	近藤 盛英
主 査	大倉 寿嗣

■豊橋市環境部

役 職 名	氏 名
環 境 部 長	○尾川 克也
廃棄物対策課長	○中神 幹雄
主 幹	○武 敏久
課 長 補 佐	大竹 英文
課 長 補 佐	○稲葉 俊穂
主 査	長幡 浩司
主 査	水藤 祐史
主 査	夏目 富隆

■岡崎市環境部

役 職 名	氏 名
環 境 部 長	太田 恒治
調 整 監	○安藤 耕一
廃棄物対策課長	松田 藤則
参 事	○柴田 明司
主 幹(審査班班長)	○加藤 芳郎
副主幹(指導班班長)	○近藤 行宏
主 任 主 査	柴田 清仁
主 任 主 査	加藤 元

■豊田市環境部 (注:課名が変わりました)

役 職 名	氏 名
環 境 部 長	愛知 康之
調 整 監	○調 康雄
廃棄物対策課長	○宇井 英二
主 幹	小野田公也
主 幹	○黒田 隆
副 主 幹	武田 雅彦
係 長	市川 智久
係 長	柴田 康宏

(社)愛建協建設副産物対策委員会 (社)愛産協建設廃棄物部会 共催で建設廃棄物適正処理講習会開催

平成17年1月21日(金)午後1時30分より愛知県建設業会館2階大講習室において、(社)愛知県建設業協会建設副産物対策委員会と(社)愛知県産業廃棄物協会建設廃棄物部会の共催で建設廃棄物適正処理講習会が開催されました。両協会員が多数参加し、定員100名の会場は満席となり補助椅子、立ち見が出るほどの盛況で、関心の高さが伺えました。

開会にあたり(社)愛建協建設副産物対策委員長 森 隆三氏より挨拶があり、続いて同委員森 隆三氏が「適正な建設系マニフェスト」と題する講習が行



愛建協 森 隆三氏

われました。建設九団体副産物対策協議会発行の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」、建設副産物リサイクル広報推進会議発行のパンフレットに沿って委託契約における処理業者の取得許可、マニフェスト記入時に確認の目安となる建設系産業廃棄物の種類、マニフェストシステムの説明及び仕組み、記入方法、流れについて説明がありました。

休憩をはさみ(社)愛産協建設廃棄物部会委員柏原宏人氏が「適正な建設廃棄物処理契約について」と題した講習が行われ、(社)日本建設業団体連合会他が作成した「建設廃棄物処理委託契約書様式及び記入例」を参考に収集運搬のみ、収集運搬及び処分、複数の処分会社に搬入する場合等の委託契約書について各項目毎に具体的に、注意点を含めて細かい説明がありました。また、廃棄物処理法の罰則規定(18頁資料1参照)について説明があり、全国で大規模な不法投棄事件



愛産協 柏原宏人氏



がおこっており、罰則及び取り締まりが強化されています。違反をすると処理業者だけでなく排出者責任も問われ、会社の存続に関わることになりますので委託契約及びマニフェストに記載漏れが無いようにし、不明な点は処理業者に確認していただくようにとの話があり、続いて(社)愛建協建設副産物対策委員会特別委員松原正佳氏により「建設廃棄物



愛建協 松原正佳氏

理管理フロー(19頁資料2参照)等について」と題して建設廃棄物の適正処理について建設業者の立場から総合的に説明があり、罰則規定について「不法投棄事案がおきた場合には罰金の他、措置命令によって自社分の廃棄物を処理しなければなりません。また指名停止、社名の公表により多大なリスクを被ります。」と追加説明がありました。

終わりに質疑応答が行われ、出席者から実務に関して具体的な質問が活発に出て、講師及び関係者から応答がなされ、午後5時頃(社)愛産協建設廃棄物部会長川根武氏の閉会挨拶で終了しました。

〈資料1〉

廃棄物処理法の罰則規定

出典：(社)全国建設業協会「Q&A建設廃棄物処理とリサイクル2002」

法		措置命令
違反行為		罰則
第25条	無許可営業	5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの併科
	許可を受けずに廃棄物の収集運搬・処分を業として行った場合	
	措置命令違反	
	委託基準違反	
	名義貸しの禁止	
	自己の名義をもって他人に廃棄物の収集・運搬・処分を業として行わせた場合	
	処理施設無許可設置	
第26条	許可を受けずに廃棄物処理施設を設置した場合	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はこの併科
	処理施設無許可変更	
	許可を受けずに廃棄物処理施設の構造を変更した場合	
	投棄禁止違反	
	廃棄物をみだりに捨てた場合	
	委託基準違反・再委託禁止違反	
	委託基準に従わず、他人に廃棄物の収集・運搬又は処分の委託をした場合	
第27条	処理施設使用停止・改善命令違反	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	廃棄物処理施設に対する使用停止命令又は改善命令に従わない場合	
	廃棄物の処理基準、保管基準に係る改善命令に従わない場合	
	施設無許可譲り受け・無許可借り受け	
	都道府県知事の許可を受けずに一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を譲り受け、もしくは借り受けた場合	
	無確認輸出	
	環境大臣の確認を受けずに一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した場合	
第28条	受託禁止違反	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
	許可を受けずに、他人の産業廃棄物の収集運搬又は処分の委託を受けた場合	
	無許可輸入	
	環境大臣の許可を受けずに廃棄物を輸入した場合	
	輸入許可条件違反	
	輸入許可条件に違反した場合	
	焼却禁止違反	
第29条	焼却禁止の例外以外の焼却を行った場合	30万円以下の罰金
	センター職員秘密保持義務違反	
	情報処理センターの役員もしくは職員又はこれらの職にあった者が、情報誌処理業務に関して知り得た秘密を漏らした場合	
	処理施設使用前検査受検義務違反	
	廃棄物処理施設に係る使用前検査を受けずに処理施設を使用した場合	
	管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載	
	マニフェストの交付をしなかった場合 マニフェストに規定された事項を記載していない場合 マニフェストに虚偽の記載をし、交付した場合	
第30条	管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載(収集運搬業者)	30万円以下の罰金
	(収集運搬業者が) マニフェストの写しを送付しなかった場合 マニフェストに規定された事項を記載していない場合 マニフェストに虚偽の記載をし、送付した場合	
	管理票交付義務違反	
	管理票の交付をしなかった場合	
	管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載(処分受託者)	
	(処分受託業者が) マニフェストの写しを送付しなかった場合 マニフェストに規定された事項を記載していない場合 マニフェストに虚偽の記載をし、送付した場合	
	管理票写し保存義務違反	
第31条	マニフェストの写しを保存しなかった場合	30万円以下の罰金
	虚偽管理票交付	
	マニフェストに虚偽の記載をし、交付した場合	
	電子管理票虚偽登録違反	
	情報処理センターに虚偽のマニフェストの登録をしなかった場合	
	電子管理票報告義務違反	
	情報処理センターにマニフェストの報告をしなかった場合	
第32条	虚偽報告	30万円以下の罰金
	情報処理センターに虚偽のマニフェストの報告をした場合	
	帳簿備え付け・未記載・虚偽記載・保存義務違反(収集運搬業者・処分業者)	
	(収集運搬業者・処分業者が) 帳簿を備えていない場合、帳簿に未記載の場合、帳簿に虚偽記載をした場合、帳簿を保存しなかった場合	
	処理施設届出義務違反	
	廃棄物処理施設の軽微な変更、廃止、休止、再開に係る届出をしなかった場合、又は虚偽の届出をした場合	
	記録・閲覧義務違反	
第33条	廃棄物処理施設に係る維持管理事項に関する記録をしなかった場合、又は虚偽の記録をした場合	30万円以下の罰金
	管理責任者等設置義務違反	
	事業者が、産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかった場合	
	報告義務違反	
	事業者、廃棄物処理業者、廃棄物処理施設設置者が都道府県知事より求められた報告をしなかった場合、又は虚偽の報告をした場合	
	立入検査拒否、妨害、忌避	
	都道府県又は市町村の職員による施設、物件等の立入検査を拒んだり、妨げたり、避けたりした場合	
第34条	技術管理者設置義務違反	30万円以下の罰金
	廃棄物処理施設に技術管理者を設置しなかった場合	
第35条	情報処理センター又は廃棄物処理センターの役員による監督違反	30万円以下の罰金
	情報処理センター又は廃棄物処理センターの役員が規定違反を行った場合	
第36条	法人等罰則規定	30万円以下の罰金
	法人の代表者、従業員等が上記の違反をした時は代表者、法人共に罰金刑を科する。	
		投棄禁止違反は1億円以下の罰金刑、その他は各条の罰金刑

〈資料2〉

建設廃棄物処理管理フロー

出典：建設廃棄物適正処理講習会資料

工事に伴い発生する廃棄物の種類、量の特定

種類を特定

廃棄物処理業者の選定

1、収集運搬業者

①許可証の確認…排出する廃棄物の種類、許可期限等

排出場所と処分場所の許可が必要

※愛知県、名古屋市、豊橋市、豊田市、岡崎市それぞれで許可

例：発生場所が名古屋市内で処分場所が豊田市の場合は、名古屋市と豊田市の両方の許可が必要

②現地確認…条例（愛知県、名古屋市）による義務づけ 1回／年

2、処分業者（中間処理業者又は最終処分業者）

①許可証の確認…排出する廃棄物の種類、許可期限

処理方法（選別・破碎・焼却等中間処理又は埋立処理）

処理能力（排出量が処理能力の範囲内）等

②現地確認…条例（愛知県、名古屋市）による義務づけ 1回／年

3、その他…県外搬出・搬入の場合、事前届け出が必要（愛知県、岐阜県、三重県）

例：愛知県内の現場から県外の処理場に搬出する場合又は県外の現場から愛知県内の処理場に搬入する場合は、排出事業者が県事務所に事前の届け出

産業廃棄物処理委託契約書の締結等

1、搬出前に委託契約

※不適正処理が生じた場合、記載漏れ等があれば委託基準違反等に問われる場合がある。

①収集運搬の再委託の承諾は、必ず書面で行う

②中間処理後の廃棄物の流れを処理フロー図として業者からもらっておく（マニフェストE票の確認の時に便利）

2、搬出時にマニフェストを交付

※不適正処理が生じた場合、記載漏れ等があれば委託基準違反等に問われる場合がある。

①委託契約書とマニフェストの整合確認（適正処理の書類上の確認）…マニフェスト返却時E票により確認等

②マニフェスト交付後90日を過ぎても「D票」、180日を過ぎても「E票」が返送されない場合、収集運搬業者、処分業者に照会し処分状況を把握し、行政に報告等適切な措置を講じる

返送されたマニフェストに記載不備（例：最終処分場所の未記載や契約書に記載のない最終処分場所の記載等）や虚偽記載（例：処理能力以上の記載等）の場合も同様

③収集運搬許可車両の確認…車両一覧表との整合

廃掃法の改正で4月1日から収集運搬車両に許可業者名、許可番号等の表示義務づけ

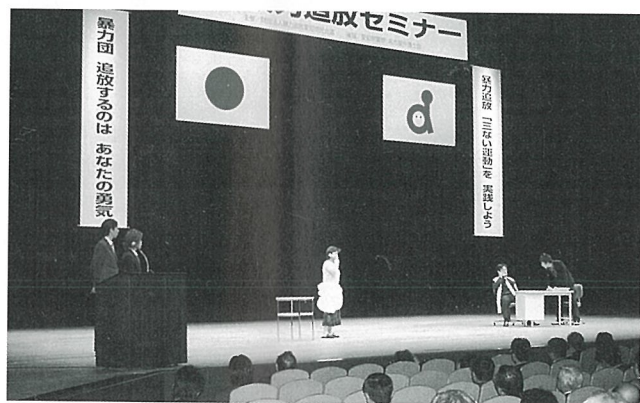
その他

- 1、「多量排出事業者処理計画」「同実施状況報告」の行政への提出（普通産廃：1,000 t／年、又は特管産廃50t／年を排出する事業場）
- 2、「大規模建設工事（解体する建築物の床面積合計が1,000m²以上）は工事着手7日前までに名古屋市に産業廃棄物処理計画の届出及び完了後処理状況を報告…名古屋市条例
- 3、産業廃棄物を屋外（100m²以上の場所）で保管するときは届け出が必要…愛知県条例、名古屋市条例
- 4、市外産業廃棄物を処分する場合、処分業者は事前に届け出が必要…名古屋市条例

平成16年度 暴力追放セミナー報告

地域や職域の中で暴力追放の啓蒙活動を推進している財団法人暴力追放愛知県民会議（会長／神田真秋愛知県知事）主催による平成16年度暴力追放セミナーが2月8日（火）愛知厚生年金会館（名古屋市千種区）大ホールで開かれ、企業、団体などさまざまな職域から大勢の参加者が集まり、広い会場は2階席までいっぱいになりました。暴力団の排除活動があらゆる所に広がり、推進されている状況があらためて感じられました。

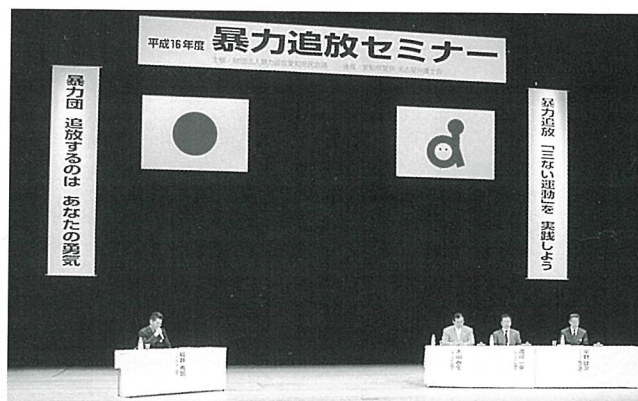
本セミナーのテーマは、架空請求の撃退講座“目で見る身近な知能犯罪のノウハウ”と題して、昨今多発している振り込め詐欺の実態とその撃退、対処法を学ぶ講座が開かれました。



第一部では、愛知県警察本部刑事部犯罪対策局長 梶村久慈氏による基調講演が行われ、凶悪化、組織化した暴力団の実態とその対策について、事件等の事例を交えて説明があり、忍び寄る暴力団の危険にどのような取り組みをしているのか具体的な施策について話がありました。

第二部では組織化した振り込め詐欺にかからないために名古屋弁護士会の皆さんによる「有料サイト番組利用料請求型」「オレオレ詐欺型」の2つの事例をもとに寸劇が披露され、騙される事例と対処する事例の2つが紹介され、人間の心の弱さや恐怖心に付け込むこうした詐欺の手口と様子を肌で感じ取る

ことができ、見終わった後、何か勇気が湧いてくる感じがした講座でした。



寸劇の後、弁護士3名に郵便局課長の4名によるパネルディスカッションが行われ、振り込め詐欺の「被害実情とその原因」「類型やその特徴、対応」「被害防止への対策」「被害回復の方法とその問題点（限界）」等について事件を担当した弁護士から貴重なアドバイスがありました。

○有料サイト番組利用料請求型

高校生の息子の携帯電話に、有料サイトの利用料金3万円分の請求がなされた。息子はそれらしい番組にアクセスしたことはあるが、一度聞いただけで利用はしていない。息子から相談を受けた被害者は、状況を聞こうと請求書に示された携帯電話に電話をしてしまっ。すると、身に覚えのない有料サイト使用料等を支払えという矢のような催促が集中し仕事も手につかないという事例での対応要領を演出。

○オレオレ詐欺型

交通事故を息子が起こしたという噂の話を発端とする。弁護士や警察官を名乗る者が次々に電話で登場し、被害者が騙されていく経過をリアリティーに演出すると共に被害者が騙されず毅然と対応して撃退する例も演じる。

平成17年度 産業廃棄物に関する講習会日程

平成17年度の産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会並びに特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の日程が発表になりました。中部4県は下記の通りです。

受付は、各都道府県の産業廃棄物協会で行いますが、お早めにご予約ください。

●受付開始

- ・平成17年4月1日（全国一斉）

●申込方法

- ・愛知会場は、当協会にて受付をします。電話で予約後、受講申込書を作成の上、ご提出ください。
- ・予約は、電話のみで行います。

●電話予約先

（社）愛知県産業廃棄物協会 電話 052-332-0346

●その他

- ・各講習会は、定員制で満員になり次第、締切り

となります。

- ・電話予約された後、受講申込書を1ヵ月以内にご提出ください。
- ・当協会ホームページでも愛知会場講習会日程、受付状況が見られます。

（当協会HP <http://www.cjn.or.jp/sanpai>）

全国の日程は（財）日本廃棄物処理振興センターホームページ（<http://www.jwnet.or.jp>）をご覧ください。（当協会HPからリンクしています。）

講習課程		愛知県	岐阜県	静岡県	三重県
新規講習会	産業廃棄物 収集運搬	5月19日～20日 12月15日～16日	8月30日～31日	5月18日～19日 10月27日～28日 （平成18年） 1月11日～12日	11月29日～30日
	産業廃棄物 処分	9月20日～23日			9月13日～16日
	特別管理産業廃棄物 収集運搬	8月29日～31日			
	特別管理産業廃棄物 処分	（平成18年） 2月 6日～11日			
更新講習会	産業廃棄物 収集運搬	6月28日 9月29日 10月 4日 10月 5日 12月 9日 12月22日	7月 6日 10月21日	8月10日 11月16日	5月31日
	産業廃棄物 処分	7月13日～14日	11月 8日～ 9日	12月 8日～ 9日	
特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会		6月27日 9月28日 12月 8日 12月21日	7月 5日 10月20日	5月20日 8月 9日 （平成18年） 1月13日	6月 1日 （平成18年） 1月17日

（注）新規・更新共、処分課程は収集運搬課程も同時に受講できます。

愛知県産業廃棄物税条例について（通知）

愛知県環境部廃棄物対策課産業廃棄物グループ

愛知県産業廃棄物税条例（平成17年愛知県条例第7号）を下記の通り公布し、総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしましたので、ご配慮ください。

なお、条例の主な内容は、下記の通りです。

記

- 1 産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を導入することとした。
- 2 納税義務者は、県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者及び中間処理業者とすることとした。
- 3 課税標準は、最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量とすることとした。
- 4 税率は、1トンにつき1,000円とすることとした。ただし、事業者が自ら排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する場合は、1トンにつき500円とすることとした。
- 5 徴収方法は、最終処分業者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法によることとした。ただし、事業者が自らが設置する最終処分場に搬入する場合は、申告納付の方法によることとした。
- 6 この条例の施行後5年を目途として、条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとした。

愛知県産業廃棄物税条例の制定について

産業廃棄物が毎年大量に埋立処分される一方で、最終処分場の新規設置の激減により、県内の最終処分場の残存容量がひっ迫しているなど、本県の産業廃棄物の処理においては多くの課題があります。

これらの課題に対応するため、税を課すことにより廃棄物の排出抑制、減量化・資源化の促進、埋立処分量の削減などを誘導するとともに、得られる税収を産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進に関する施策等に要する費用に充てる「産業廃棄物税」を導入することとし、その賦課徴収に関する事項を定める条例を制定しました。

1 条例の概要

（1）納税義務者

- ・県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者及び中間処理業者

（2）課税標準及び税率

- ・最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量を課税標準とし、税率は1トンにつき1,000円
- ・ただし、産業廃棄物を自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、1トンにつき500円

（3）徴収方法

- ・最終処分業者を特別徴収義務者とし、この者が産業廃棄物を受け入れる際に、納税義務者から税を徴収し、その税を申告納入（特別徴収方式）

- ・ただし、事業者が自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、申告納付

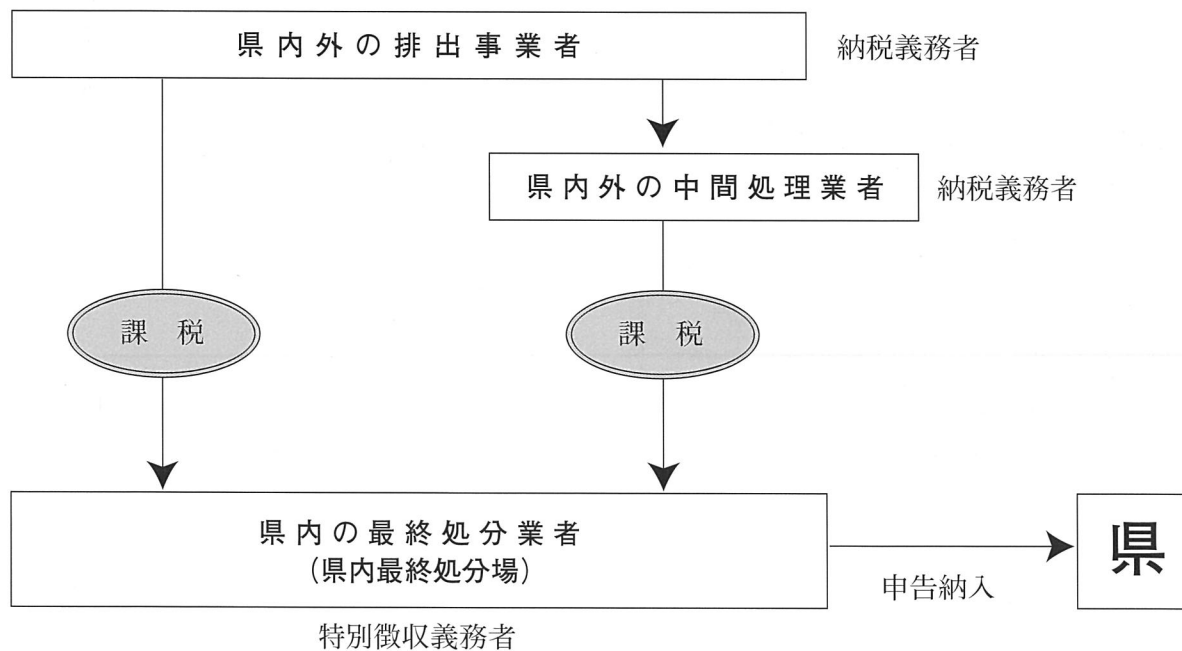
2 施行期日

- ・地方税法に基づく総務大臣の同意を得た日から1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行

税の使途

- ① 産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進
- ② 産業廃棄物の最終処分場の設置の促進
- ③ 産業廃棄物の適正な処理

課税の概念図



名古屋支部

親睦、交流を深めたゴルフ大会

名古屋支部（川根武支部長）は3月11日（金）会員相互の親睦を図ることを目的に第3回親睦ゴルフコンペをライオンズゴルフ倶楽部（三重県亀山市）で16名が参加して行われました。

当日は曇り空で後半には小雨が降るあいにくの天気でしたが、風はなく、気温も高く、プレーにはまずまずのコンディションでした。

競技はダブルペリア方式で行われ、プレー後クラブハウス内で食事を取りながら成績発表と表彰が行われ、優勝は月城熙秀氏（（株）東海環境サービス）、準優勝は永井良一氏（永一産商（株））でした。上位成績は下記の通りです。



上位成績表

順位	氏名（会社名）	グロス	ハンデ	ネット
優勝	月城 熙秀 （（株）東海環境サービス）	98	22.8	75.2
準優勝	永井 良一 （永一産商（株））	87	9.6	77.4
3位	平沼 辰雄 （（株）リバイブ）	100	21.6	78.4
4位	徳石 正 （（株）ティーエスクリエイト）	94	15.6	78.4
5位	松原 高治 （（株）ユニオンサービス）	97	18.0	79.0

尾張南支部

欠格条項について有意義な法令講習会

尾張南支部（中嶋久夫支部長）の法令講習会が3月9日（水）午後2時より半田勤労福祉会館（半田市東洋町）で開かれ、会員数を上回る51名が出席し、満員の大盛況でした。

講習会のテーマは「産業廃棄物処理に係る欠格条項について」約1時間ほど説明を受けました。講師



知多事務所松山主幹

には愛知県知多事務所環境保全課主幹松山慶三氏を招いて行われ、欠格条項に係るいろいろなケースについて、法人申請者の場合を中心に、法令事項に沿って具体的に説明がありました。

欠格条項は各地で起きている不適正処理事案や循環型社会推進の現況を受けて、規制の拡大、運用面等でさらに強化されて、厳しくなっています。どのような場合に欠格条項に該当するのか、例えばスピード違反はどうか、行政指導を受けたらどうかなど業界内で解釈をめくり話題になっています。今回の講習会では、欠格条項一覧（26・27頁資料参照）をもとに分かりやすく説明があり、大変有意義で参考になった講習会でした。また、事前に出した質問事項についても丁寧な説明があり、





終わりに、(社)愛産協須本康夫専務理事が会員から寄せられた相談内容を含めた欠格条項の捕捉説明があり、また、業界の姿勢について「ごみ処理ではなく、環境に対して社会的貢献をしているというプライドを持って事業に取り組んでいただきたい」と強調され、欠格条項については会社役員だけでなく、社員全員に周知徹底して頂くよう要望があり終了しました。

[質問事項について]

Q1. 交通事故で「逮捕」された場合も該当するか？

A. 欠格条項に該当するのは禁固刑以上で、起訴され裁判所での判決が禁固刑以上なら許可取消しになります。

Q2. 交通違反「違反キップが発行」された時は、どこまで対象になるか？

A. スピード違反は罰金刑で、該当しませんが、飲酒運転等の悪質なものは禁固刑になる場合があります、欠格条項に該当します。

Q3. 他県で会社役員が少女買春で摘発されたが業の取消しはなかったと聞いたが？

A. 売春防止法で摘発され、書類送検されて裁判所がどう判断するかです。

Q4. 会社役員が刑事罰に該当する犯罪を犯し、罪状が確定前に役員をはずし、組織変更をした場合問題はないか？起訴される前、された後、逮捕される前、された後等時期的に行政処分がなされる時は？

A. 罪状が確定後行政処分となります。この場合、書面での弁明の機会が与えられます。その後聴聞が行われます。ここまでくると許可取消しの可能性が濃厚です。罪状の確定前なら組織変更は違法ではありませんが欠格条項はずしととられる懸念もあります。廃掃法のみなし条項を参考にしてください。

Q5. 対象役員はどこまで？

A. 商業登記簿に記載されている方です。

Q6. 廃掃法以外で業が取消される対象(法律)は何か？

A. 環境関連法、道路交通法等がありますがいずれの場合も欠格条項にふれるのは禁固刑以上です。

Q7. 行政指導が発令された時は？行政指導の内容を説明していただきたい。

A. 改善命令や一時停止命令、行政処分等行政指導の内容は幅広くあり、一言では説明できませんが、それにより即許可の取消しにはなりません。

Q8. 新聞に「国土交通省が廃棄物収集車に青ナンバー取得義務付け方針」とありましたが見解は？白ナンバーで営業し、告発・起訴され有罪になった場合は？

A. 貨物自動車事業運送法で定める青ナンバーについては正式な見解はでていません。告発された山形県の業者は不起訴処分になりました。

欠格条項一覧（尾張南支部法令講習会資料より）

法人申請者	個人申請者
法第14条第5項第2号イ：申請者が次のいずれにも該当しないこと。 - 法第7条第5項第4号イ ① 成年被後見人 ② 被保佐人 ③ 破産者で復権を得ないもの - 法第7条第5項第4号ロ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 - 法第7条第5項第4号ハ *次に掲げる法令等に違反し、罰金刑になって、その執行を終わり又は受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ② 浄化槽法 ③ その他生活環境の保全を目的とする法令で次に掲げるもの ア、大気汚染防止法 イ、騒音規制法 ウ、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 エ、水質汚濁防止法 オ、悪臭防止法 カ、振動規制法 キ、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ク、ダイオキシン類対策特別措置法 ケ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ④ 上記の法令に基づく処分 *次に掲げる法令に違反した者 ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。） *次に掲げる罪を犯し、罰金刑になって、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ⑥ 刑法第204条（傷害） ⑦ 刑法第206条（現場助勢） ⑧ 刑法第208条（暴行） ⑨ 刑法第208条の3（凶器準備集合及び結集） ⑩ 刑法第222条（脅迫） ⑪ 刑法第247条（背任） ⑫ 暴力行為等処罰に関する法律 - 法第7条第5項第4号ニ：次に掲げる許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者 ① 一般廃棄物収集運搬・処分業の許可の取消し ② （特別管理）産業廃棄物収集運搬・処分業の許可の取消し ③ 浄化槽法第41条第2項による許可の取消し - 法第7条第5項第4号ホ *次に掲げる聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の全部の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの ① 一般廃棄物収集運搬・処分業の許可の取消し ② （特別管理）産業廃棄物収集運搬・処分業の許可の取消し ③ 浄化槽法第41条第2項による許可の取消し - 法第7条第5項第4号ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者	法第14条第5項第2号イ：申請者が次のいずれにも該当しないこと。 - 法第7条第5項第4号イ ① 成年被後見人 ② 被保佐人 ③ 破産者で復権を得ないもの - 法第7条第5項第4号ロ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 - 法第7条第5項第4号ハ *次に掲げる法令等に違反し、罰金刑になって、その執行を終わり又は受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ② 浄化槽法 ③ その他生活環境の保全を目的とする法令で次に掲げるもの ア、大気汚染防止法 イ、騒音規制法 ウ、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 エ、水質汚濁防止法 オ、悪臭防止法 カ、振動規制法 キ、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ク、ダイオキシン類対策特別措置法 ケ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ④ 上記の法令に基づく処分 *次に掲げる法令に違反した者 ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。） *次に掲げる罪を犯し、罰金刑になって、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ⑥ 刑法第204条（傷害） ⑦ 刑法第206条（現場助勢） ⑧ 刑法第208条（暴行） ⑨ 刑法第208条の3（凶器準備集合及び結集） ⑩ 刑法第222条（脅迫） ⑪ 刑法第247条（背任） ⑫ 暴力行為等処罰に関する法律 - 法第7条第5項第4号ニ：次に掲げる許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者 ① 一般廃棄物収集運搬・処分業の許可の取消し ② （特別管理）産業廃棄物収集運搬・処分業の許可の取消し ③ 浄化槽法第41条第2項による許可の取消し - 法第7条第5項第4号ホ *次に掲げる聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の全部の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの ① 一般廃棄物収集運搬・処分業の許可の取消し ② （特別管理）産業廃棄物収集運搬・処分業の許可の取消し ③ 浄化槽法第41条第2項による許可の取消し - 法第7条第5項第4号ヘ *法第7条第5項第4号ホに規定する期間内に次に掲げる業の全部の廃止の届出があった場合において、法第7条第5項第4号ホに規定する通知の日前60日以内に当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の使用者であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの ① 一般廃棄物収集運搬・処分業の許可の取消し ② （特別管理）産業廃棄物収集運搬・処分業の許可の取消し ③ 浄化槽法第41条第2項による許可の取消し - 法第7条第5項第4号ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
法第14条第5項第2号ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者	法第14条第5項第2号ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者
法第14条第5項第2号ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第14条第5項第2号イ又は法第14条第5項第2号ロのいずれかに該当するもの	法第14条第5項第2号ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第14条第5項第2号イ又は法第14条第5項第2号ロのいずれかに該当するもの
法第14条第5項第2号ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに法第14条第5項第2号イ又は法第14条第5項第2号ロのいずれかに該当する者のあるもの	法第14条第5項第2号ヘ 個人で政令で定める使用人のうちに法第14条第5項第2号イ又は法第14条第5項第2号ロのいずれかに該当する者のあるもの
法第14条第5項第2号ホ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの	

役員又は政令で定める使用人に関する欠格条項

法第14条第5項第2号イ：申請者が次のいずれにも該当しないこと。

1 法第7条第5項第4号イ

① 成年被後見人 ② 被保佐人 ③ 破産者で復権を得ないもの

2 法第7条第5項第4号ロ

禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

3 法第7条第5項第4号ハ

*次に掲げる法令等に違反し、罰金刑になって、その執行を終わり又は受けることがなくなった日から5年を経過しない者

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ② 浄化槽法

③ その他生活環境の保全を目的とする法令で次に掲げるもの

ア、大気汚染防止法 イ、騒音規制法

ウ、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

エ、水質汚濁防止法 オ、悪臭防止法 カ、振動規制法

キ、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律

ク、ダイオキシン類対策特別措置法

ケ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

④ 上記の法令に基づく処分

*次に掲げる法令に違反した者

⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）

*次に掲げる罪を犯し、罰金刑になって、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

⑥ 刑法第204条（傷害） ⑦ 刑法第206条（現場助勢）

⑧ 刑法第208条（暴行） ⑨ 刑法第208条の3（凶器準備集合及び結集）

⑩ 刑法第222条（脅迫） ⑪ 刑法第247条（背任）

⑫ 暴力行為等処罰に関する法律

4 法第7条第5項第4号ニ：次に掲げる許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

① 一般廃棄物収集運搬・処分業の許可の取消し

② （特別管理）産業廃棄物収集運搬・処分業の許可の取消し

③ 浄化槽法第41条第2項による許可の取消し

法人にあっては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条（不利益処分を受ける者への聴聞の通知）による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。

5 法第7条第5項第4号ヘ

*法第7条第5項第4号ホに規定する期間内に次に掲げる業の全部の廃止の届出があった場合において、法第7条第5項第4号ホに規定する通知の日前60日以内に当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

① 一般廃棄物収集運搬・処分業の許可の取消し

② （特別管理）産業廃棄物収集運搬・処分業の許可の取消し

③ 浄化槽法第41条第2項による許可の取消し

6 法第7条第5項第4号ト

その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

法第14条第5項第2号ロ

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

1 法人における役員

ア 公益法人・協同組合の理事、監事等

イ 株式会社の監査役、相談役、顧問等

ウ 100分の5以上の株式を保有する株主

エ 100分の5以上の出資をしている出資者

オ いかなる名称を有する者であるかを問わず、アからエと同等以上の支配力を有する者と認められる者

2 法人における政令で定める使用人

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者

ア 本店又は支店の代表者

イ 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集運搬、処分・再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

3 個人事業主における政令で定める使用人

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者

ア 主たる事務所又は従たる事務所の代表者

イ 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集運搬、処分・再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

4 暴力団員

暴力団員による不等な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

5 暴力団員等

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

6 「執行を受けることがなくなった」日から5年を経過しない者

刑法第31条による刑の時効によりその執行の免除を受け、又は恩赦法第8条により刑の執行の免除を受けてから5年を経過しない者等をいう。

なお、刑の執行猶予の言い渡しを受けた者がこれを取り消されず猶予の期間を経過したときは、刑の言い渡しの効力そのものが失われることから経過した翌日から申請できることとなる。

7 5年を経過

刑の執行が完了した日から又は刑の執行を受けることがなくなった日の翌日から起算して5年間を経過したことをいい、5年を経過して欠格条項に該当しなくなる日というのは、「5年を経過した日の翌日」となる。

8 禁固以上の刑

死刑、懲役、禁固をいう。

9 執行を終わり

現実に刑の執行が完了した場合及び仮出獄を取り消されることなくして刑期を経過した場合をいう。

10 刑の執行を受けることがなくなった

刑の執行の免除を受けた場合のことであり、刑の時効が完成した場合及び恩赦の一種として刑の免除を受けた場合をいう。

有限会社 平 州 （代表取締役／中村 義幸）

〒457-0841 名古屋市南区豊田5-2-4

平成6年に土木工事、舗装工事、水道施設工事を行う会社として設立。その後、工事に伴って発生する建設汚泥を適正処理するため、平成16年に東海市に営業所を開設。同時に産業廃棄物中間処理業の許可を取得し、建設汚泥のリサイクルに着手。本施設はオデッサシステム工法による移動式リサイクルプラントで、建設現場に直接設置、リサイクルを行います。再資源化された改良土（ユニ・ソイル）は第2種改良土として平成17年にあいくる材に認定。



有限会社 勝栄工業 （代表取締役／村上 修二）

〒457-0827 名古屋市南区北頭町1-13-3

昭和52年、下水道工事等の土木工事、建築工事等を行う会社として設立。平成3年に現社名に改変し、一般土木工事、解体工事を主に業務を拡充。平成12年に産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し、産廃業へ本格的に乗り出しました。現在の収運エリアは愛知県、名古屋市、豊田市、岐阜県、岐阜市、三重県で、平成16年に積替保管許可を取得し、大府市に場所を確保。さらに年内に豊橋市、岡崎市、静岡県で許可取得予定とのことです。



坪井金属 有限会社 （代表取締役／坪井 孝憲）

〒485-0044 小牧市常普請2-166

昭和41年、金属原料の卸業として設立。その後、金属スクラップや産業廃棄物の取り扱いを行い、平成12年に産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し、業務を拡張。収運エリアは愛知県、名古屋市、豊田市、岐阜県、岐阜市、三重県、静岡市、長野県、長野市。循環型社会実現に貢献するため、廃プラスチック類、木くず、紙くず、金属くず等8品目の選別、破碎、圧縮を行う中間処理施設「リサイクルステーション小牧」を建設中で、4月中旬完成予定です。



有限会社 リョクリン （代表取締役／鈴木 隆真）

〒465-0055 名古屋市名東区勢子坊1-403

産業廃棄物のリサイクルを主体に収種運搬から中間処理まで一貫して行い、日進リサイクルセンターはその中心的な施設です。廃プラスチック類、木くず、紙くず、金属くず等10品目、分別困難な混合廃棄物を機械選別、手選別で素材ごとに分別、破碎してリサイクル工場へ。汚泥は造粒固化され、あいくる材やリサイクル資材、肥料等の原料になります。同社はガーデン工事も行っており、リサイクル資材の使用、販売を積極的に行っています。



企業訪問 循環型最前線レポート

誠美社工業(株)

混載、混合の建設系廃棄物の リサイクルでゼロエミッション を目指す

誠美社工業(株)



代表取締役社長／高木 昇

■本社／瀬戸市品野町6-479-1

■暁リサイクルセンター／瀬戸市暁町3-91

■設立／昭和61年1月

■取得許可／産業廃棄物収集運搬：愛知県・名古屋市・豊橋市・
豊田市・岐阜県・岐阜市・三重県・長野県
産業中間処理（選別・破碎・リサイクル）：愛知県

工業団地内にリサイクルセンターを建設

建設リサイクル法が施行され、現場でのミンチ解体が無くなり分別が進んだことで、建設廃棄物のリサイクルが大幅に推進されました。しかし、全てが改善された訳ではありません。収集運搬時には、混載の状態であったり、混合廃棄物も多くあります。再資源化にはさらに徹底した分別、選別が必要です。

この課題に真正面から取り組み、新施設「暁リサイクルセンター」を建設。設備、能力を増強し、建設廃棄物の100%リサイクル化に挑んでいる誠美社工業(株)（瀬戸市暁町・代表取締役社長／高木 昇氏）取材しました。



高木 昇社長

同社は昭和61年に設立。建設廃棄物の収集運搬と選別、破碎の中間処理を主体に行っており、来年20周年を迎えます。

本社と本社工場は瀬戸市街地から山あいに車で20分程走ったショートコースのゴルフ場に接した静かな場所にあり、暁リサイクルセンターはそこからすぐ近くの暁工業団地内にあります。同センターは、平成15年に完成。敷地面積7000坪。その中に選別、破碎、圧縮等の最新設備を備えたリサイクルセンター棟（敷地面積1500坪）と倉庫兼工場（敷地面積1000坪）、事務所棟があり、敷地内はまだ余裕がありました。

新工場の建設にあたって、高木社長は「当社は建設廃棄物の中でも特に混載、混合廃棄物の処理を積



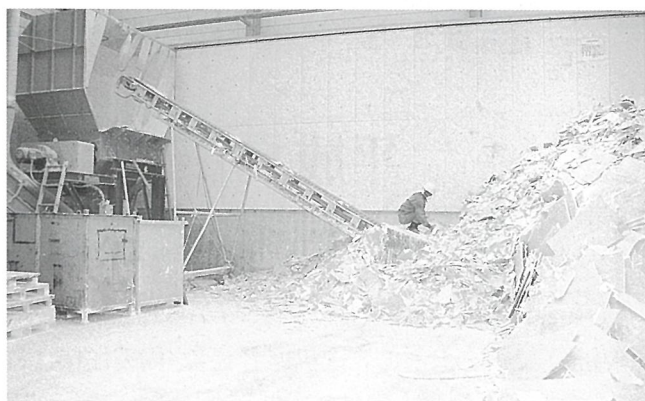
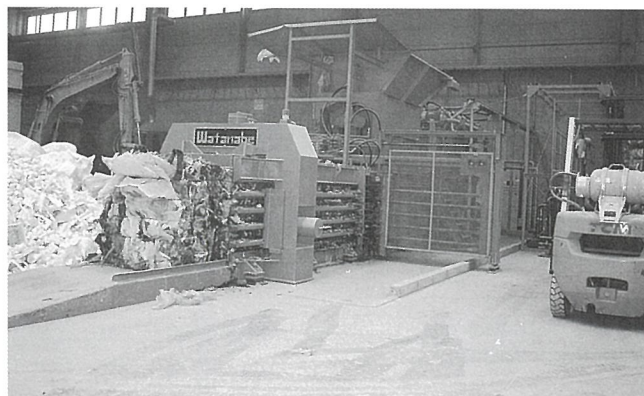


極的に進めており、分別、選別の効率化を図るために広いスペースが必要です。本社工場が手狭になり、以前から物件を探していました。幸運にも本社近くの工業団地内に最適な物件が見つかり即購入。早速リサイクルセンターの設計に取りかかり、許可を取得し、団地内の会社経営者の方々に集まっていただき説明会を開き、皆さん心良く承諾していただきました。敷地に余裕がありますので、今後は本社移転や事業拡張、お客様のニーズに応じていろいろ対応していきたいと思っています。」と地域との関係も非常に上手くいっているようです。

最新設備を導入し、効率的なリサイクル体制

同センターではリサイクルの効率化と同時にリサイクル素材の品質安定化を図ることも重要視しており、機械選別、手選別と徹底し、品目毎に作業エリアを分け、破碎、選別、圧縮機の最新設備を導入してリサイクルが行われています。

混合廃棄物の処理では、選別機、手選別で徹底して素材毎に分け、リサイクルされます。廃プラスチック類は機械選別、手選別を経て、異物（塩ビ等）を取り除き、破碎、圧縮して主に製鉄所の燃料として再利用されます。PPバンド、塩ビ管は切断し、土

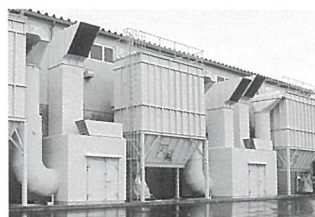


やペンキを取り除いて原料化します。発泡スチロール、食品トレーは減容固化し、製品原料になります。木くずは木質状態に合わせて分別し、破碎。パルプ原料用、ボイラー燃料用の2種類のチップをつくりリサイクルします。石膏ボードの端材は破碎、選別機で石膏粉と紙くずに完全分離させ、原料化。紙は焼却します。廃電線（銅線）は剥選機で金属と被覆材に分別、切断し、金属の粒とプラスチック粒に分けられ、原料となります。紙くずは手選別し、原料としてリサイクルします。コンクリート塊は破碎、分別機で何度も処理を行い、RC-40として製品化されます。規格サイズ以外のものも可能な限り再利用を図っています。

作業環境づくりにも大きなコストを

同センターでは破碎、選別の作業に伴う土ほこり等の浄化処理にも万全を期し、選別作業を行うセンター内の天井には霧が吹き出て舞い上がった土ほこりを包み込むミスト装置を取り付け、大型集塵機を3台設置し、センター内は常に快適な作業環境が保たれています。

同センターでは本社工場に続いてISO14001を取得しております。また、広い敷地内は24時間、3台の監視カメラでモニターされ、セキュリティーにも万全な体制をとっています。





平成16年度臨時総会及び新年会開催

青年部会（高木英泰会長）平成16年度臨時総会及び新年会が1月21日（金）午後5時から鳥銀（名古屋市中区）で行われました。出席者47名（内委任状11名）。総会は高木会長を議長に選出し進められ、

- ・ 第一号議案 （社）愛知県産業廃棄物協会青年部会規約一部改正の件
- ・ 第二号議案 平成17年度（社）愛知県産業廃棄物協会青年部会役員選出の件

についての議案説明があり、全員の拍手を持って承認されました。

第一号議案の規約一部改正は下記の通りです。

規約一部改正箇所

（総会）

- 第8条 1. 総会は通常総会及び臨時総会とし、青年部会員をもって構成する。
2. 通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時総会は役員会が必要と認めたとき開催する。
3. 総会は青年部会会長が召集する。
4. 総会の議長は総会において会長が選任する。
5. 総会は次に掲げる事項を議決する。
- ① 事業計画及び収支予算の決定。
 - ② 事業報告及び収支決算の承認。
 - ③ 規約の改正。
 - ④ その他、役員会が必要と認めた事項。
6. 総会は、会員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することはできない。
7. 総会の議事は出席した会員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決すところによる。
8. 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
9. 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席会員2名以上がこれに署名押印する

ものとする。

- ① 会議の目的である事項、日時及び場所
- ② 会員数及び出席者数
- ③ 議事の経過の概要及び結果

10. 前項の議事録は、事務局に備え付けて置かなければならない。

（役員の定数）

第9条 青年部会の役員は次の通りとする。

- ① 青年部会 会長 1名
- ② 青年部会 副会長 3名以上5名以内
- ③ 監事 2名
- ④ 総括幹事 1名
- ⑤ 会計 1名
- ⑥ 会務 1名
- ⑦ 委員長 3名以上5名以内

なお、必要に応じ、直前会長、相談役を定める事が出来る。

（役員の職務）

- 第10条 1. 青年部会会長は、青年部会を代表し業務を執行する。
2. 青年部会副会長は、青年部会会長を補佐し、青年部会会長に事故等があるときは、青年部会会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
3. 役員は、青年部会の運営及び業務の執行にあたる。
4. 総括幹事は、部会運営が円滑に行われるように業務の執行にあたる。
5. 監事は、いつでも会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、役員に対し会計に関する報告を求める事が出来る。
6. 直前会長は、青年部会を運営する上での顧問的な役割を行う。
7. 会計は出納、帳簿及び書類の管理にあたる。
8. 会務は役員会及び各委員会が円滑に行われるように業務の執行にあたる。

9. 委員長は担当委員会が円滑に行われるよう業務の執行にあたる。

第二号議案の平成17年度新役員選出では、4月の段階から委員会等の事業をスムーズに行うため、例年より早い時期から新体制固めを行うことになりました。新役員と組織図は下記の通りです。

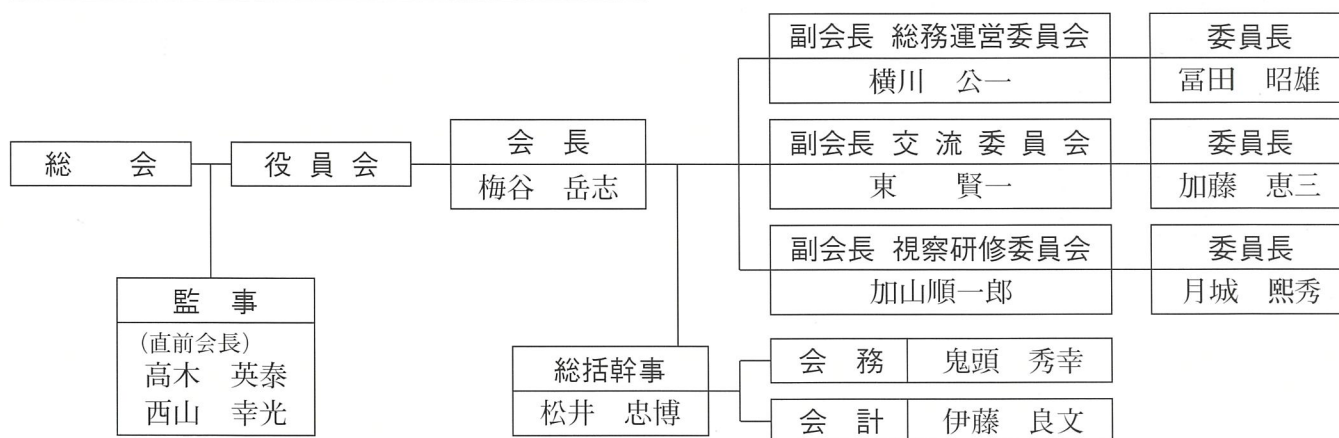
挨拶で高木会長は「本年8月に青年部会の全国大会を愛知県で開催を予定しています。新体制のもとに全会員が協力して全国大会を成功に導き、循環型社会への素晴らしいネットワークの基盤づくりを行っていただきたい。」と強調し、新役員への期待を述べました。

臨時総会の後、同会場で新年会が行われ、協会か

ら須本康夫専務理事が出席し「産業廃棄物を取り巻く諸問題や課題も沢山ありますが、次の世代の青年部会の活躍を大いに期待しています。」と熱いエールを送り、乾杯。和気あいあいの交流の時を過ごしました。



平成17年度 新役員、組織図



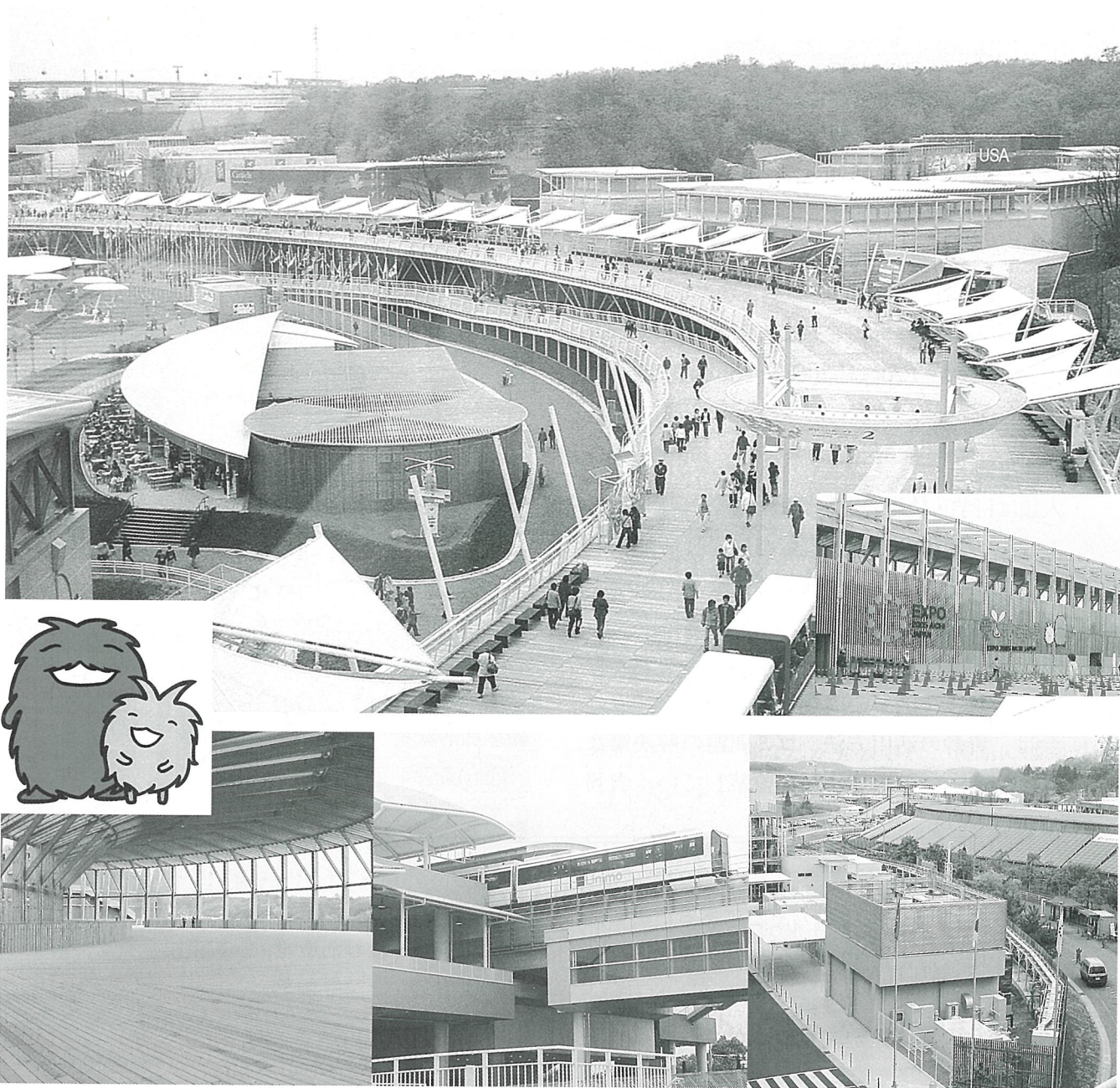
青年部会新会長挨拶

青年部会会長 梅谷 岳志

自然の叡智をテーマに、環境を前面に打ち出した国際博覧会「愛・地球博」が開かれています。8月には青年部協議会全国大会が名古屋で開催予定で、ここ愛知が熱い注目を集めています。青年部会ではこうしたまたとない機会を生かし、未来の発展へ繋げていくために、青年部会の活性化を図り、一致団結して全国大会とこの業界を盛り上げていきたいと思っています。

スポット コラム

愛・地球博開幕。資源循環の未来を



2005年3月25日、世界の注目の中いよいよ「愛・地球博」が開幕しました。瀬戸、長久手の2会場で「自然の叡智」をメインテーマとし、自然との共生の中、開催される「愛・地球博」は120ヵ国が参加し、数多くの新しい取り組みがなされている。その中でも「循環型社会」をキーワードに進められた会場作りは、環境に配慮し、環境負荷の少ない、3R（リユース、リデュース、リサイクル）を考えた素材、資材を使い開催され、世界中から大きな関心を集めています。



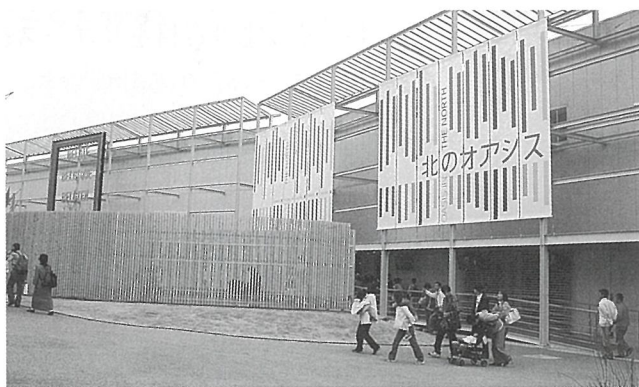
会場整備時発生資源を再利用

愛知青少年公園を整備して使う長久手会場では、既存施設解体によって発生したコンクリート塊や木材などの建設廃棄物の95%を再資源化しています。解体によって発生したトラック1万台分のコンクリートは会場の舗装などに転用されています。



3Rに沿ったパビリオン建設

外国パビリオンは、縦横18m、高さ9mを1区画とし、各国のスペースに応じて組み合わせて使っています。建材が同じ規格であるため、組み立てや解体が簡単な上、閉会後に企業や自治体などに譲渡、再利用できます。「鉄板や鉄くずなど部材ごとに、同一規格が大量に出るため、解体後建設にも使える」ということです。



グルメを楽しみながら環境配慮

万博での楽しみといえば、会場内でのグルメですが、そこで使用される食器類は膨大な量になります。これらを従来の化石燃料から作られるプラスチックを利用した場合、その廃棄時は埋め立てか焼却となり、地球環境にとっては決していいものではありません。しかし、この愛知万博では会場内の飲食店で使われる1,000万個を超える食器類に生分解性プラ

スチックを採用しています。これほどの数に生分解性プラスチックを使うことは、世界的にもかつてない試みといえます。

「生分解性プラスチック」とは、とうもろこしなどのでんぷんから作られ、従来のプラスチックに近い機能を有しながら、使用後廃棄された時には微生物の分解作用で二酸化炭素と水になるという環境にやさしい材料です。

いろいろな国、いろいろな企業のパビリオンを視きながら、いたるところに施された様々な循環型社会への取り組みに注目して万博を見学するのも、循環型社会の未来を担う我々産業廃棄物処理を業とする者の満足、期待の一つかもしれない。

では、どんな取り組みがされているのか、具体的に紹介してみましょう。



愛知県館での取り組み

万博開催地としての愛知県は、出展参加テーマの「チャレンジ～人と自然にやさしいエコ・コミュニティーの実現」に基づき、建築エネルギーなどの運用面で環境に配慮しています。



と結果を急ぐあまり、やり過ぎて体を壊したり、すぐに挫折したという話を聞きますし、やはりトレーナーはプロだなあと実感した出来事があったんです。

—それはどんなことですか？

竹内 腹筋や背筋のトレーニングを始めて8ヶ月くらいは全然効果が無かったんです。そこで、トレーナーに相談すると食事などもアドバイスされました。すると2週間でストンと体重が落ちたんです。感動しましたよ。

—効果が目に見えて現れたわけですね。現在も指導を受けてらっしゃるんですか？

竹内 1週間に1度指導を受けています。元中日ドラゴンズの小松辰男氏の専属トレーナーだった方で、テニスや野球をやってきた私の瞬発力用筋肉を、持久力用の筋肉へとスライドするアドバイスをもらっています。

—まるで肉体改造ですね。

竹内 山には山で必要な筋肉がありますからね。体重もピーク時から7kg減りました。体重が減ると身も心も軽くなりますよ。それに腹筋や背筋を鍛えると、山に登る時に負担が軽くなるんです。

—なんだか、トレーニングも趣味のようですが、やはり山に登るためですか？

竹内 そうなんです。「次の山を楽に登りたい」という思いでトレーニングをしています。やはり基本は山ですね。

—そこまでしても歩きたい山の魅力と言うのは何ですか？

竹内 そうですね、やはり達成感ですね。これは登った者にしか味わえないものです。木立の中を木漏れ日を浴びながら歩くのも最高



表情が変わるんですよ（携帯に保存してある数々の写真を拝見して、少しでも自然の美しさを分けたいいただきました）。

—でも、その達成感を味わうためには文字通りの山道が待っているわけですね。

竹内 もちろんです。山に登る時には8合目からが一番つらいんです。そんな時は、「頂上のない山はない」と自分に言い聞かせて登るんです。一步一步自分のペースで頂上を目指します。

—そういう思いがあつての達成感なんですね。ところで、山歩きはオールシーズンなんですか？

竹内 はい、いつでも行きますよ。この1年半で山行きは30回を超えました。最初は東海自然歩道を何回かに分けて歩いたりしていましたが、徐々に北アルプス、中央アルプス、南アルプス、白山、伊吹山、鈴鹿山脈などにもチャレンジしてきました。



だし、7月末の伊吹山の花畑も美しい。ホタルが舞う中、月明かりと小さなライトで登る山は幻想的と言うように、山は登る季節、方向、時間などによって



目標は日本百名山踏破

—ご自分でハードルをどんどん高くなさっているようですが、今後の目標は何ですか？

竹内 北海道の利尻富士から屋久島の宮ノ浦岳まで、日本百名山を踏破することです。

—日本百名山とは、またすごい数ですね。

竹内 現在20山は登りましたから、あと80山です。

—ひとくちに80山と言っても、全国規模ですから大変なチャレンジですよ。

竹内 そうですね、とりあえず遠い山、厳しい山は少しでも若いうちにチャレンジしようと思っています。

—具体的な目標をお持ちだと、トレーニングにも力が入りますね。

竹内 タバコをやめて、トレーニングを始めると、自分の体に関心が高まります。そうするといいことがたくさんあります。食べるものは美味しいし、寝つきや寝起きがよくなりました。寝つきな

どは天下一品ですよ。とにかく今は健康一番。「長生きよりも生きているうちは健やかに！現役で！」と毎日を送っています。

—山を目指してのトレーニングは、他の場面でも役に立っていますか？

竹内 もちろんです。実はゴルフは30年くらいのキャリアがあり、トレーニング前はゴルフから帰ってくると足がジンジンしてバタンって感じでした。しかしトレーニングを続けて、最近では3日連続ゴルフに行っても大丈夫です。

—トレーニングの効果絶大ですね。

竹内 最近は、太っている上にタバコを吸っている人を見ると、「もったいないなあ」と思います。この健康と言うのはお金では買えないですからね。私は60、70歳になった時の財産を手に入れた気がしています。

—何よりも竹内氏の努力の賜物ですね。継続は力なりを体言なさっているようです。

今回は、趣味と言えど自分の目標を明確に持ち、その目標に向かって努力していらっしゃる竹内良一氏にお話を伺いました。インタビュー前に期待したとおり、竹内氏は山の魅力、トレーニングの有効性を熱く語ってくださいました。日本百名山を踏破なさった時には、また山のお話を聞かせていただきたいものです。ご自分の肉体改造をお考えの方がいらっしゃったら、竹内氏にご相談されてはいかがでしょうか？





遺産にはどのようなものがあるか

遺産の範囲

1 これまでは、相続に関する大筋を申し上げました。今号以下の数号では、相続の対象とされる財産（遺産、相続財産）にはどのようなものが含まれるのか含まれないかについて申し上げたいと思います。

2 財産には、積極財産すなわちプラスの財産と消極財産すなわちマイナスの財産があります。どちらも相続の対象となります。ただ、この両財産の相続のされ方には違いがあります。

3 積極財産については、相続人間でどのように分割しようと自由です。どのように分けようとも、法的に影響を受ける第三者がないかほとんどないからです。もっとも、複数の相続人の一人であるAの債権者Xからすると、相続開始前のAは無財産で債権を回収できないが、親（被相続人）の財産を相続すると、その財産から回収できると期待するかもしれません。それを、相続人A・B・C間の協議でAは何も相談しないとされたり、Aが相続放棄をしてしまうと、Xの期待ははずれます。しかし、積極財産については相続人の意思がまず尊重され、Xの期待はずれはその結果に過ぎないこととされます。Aの被相続人がAには何も与えないという遺言をしたのと同じこととも考えられます（これに対してAが遺留分減殺請求権を行使しなくても一向に構わない。）。

4 これに対して、消極財産は、相続人間の協議によって自由に分割することはできません。例えば、相続人の一人であるAだけが全消極財産（全債務）を引き受けるとか、Bは債務を相続しないと協議することはできません。もしこれを認めるならば、相続人の協議で、無財産のAに全債務を負わせ、財産を有するB・Cは債務を相続しないことを可能にし、

被相続人の債権者を害するからです。

5 それではどうなるのか。被相続人の債務については、相続人全員が機械的に法定相続分（相続割合）に応じて債務を相続します。上記の例でいえば、被相続人（親）の子A・B・Cは、親の債務を3分の1ずつ相続します。仮にBが被相続人の債権者Xに対して被相続人の債務額全額を返済して余りある自己の財産を有していたとしても、それ故にXはBに債権全額を請求することはできません。

6 また、Bだけが被相続人の遺産全部を単独で相続すると協議されたとしても同じで、遺産を相続しないと協議したA・Cも3分の1ずつ債務の相続は免れません。これは、被相続人が遺言でBだけに全財産を相続させるとしたときも同じです（被相続人が遺言でBだけは全財産を相続させるからBが全債務は負えと指定しても、全債務の部分は遺言の効力はなく、被相続人の債権者はこのような遺言に拘束されません。）。

7 ただ、相続人間の取り決めで、全財産を相続することとなったか遺言で全財産をもらうこととなったBが責任をもって被相続人の全債務を返済することは不可能ではありません。しかし、これは、あくまでも相続人間の内部での債務分担の取り決めであり、だから、債権者Xが被相続人に対する債権全額をもってBが相続した財産やB固有の財産に対して差押をすることができるということにはなりません。

8 今回は、タイトルにかかわらず、積極財産および消極財産の分け方、分けられ方の話になってしまいました。次回からは、各論として、具体的にどのようなものが遺産に含まれるのか含まれないかの話を進めたいと思います。

事務局だより

理事会報告

第6回理事会

■開催日時 平成17年3月10日(木)
午後2時～午後4時15分

■開催場所 協会会議室

<承認事項>

第1号議案 「第26回通常総会・講演会」実施要領・役割分担について

3月24日に開催する「第26回通常総会・講演会」の次第・役割分担等の実施要領について、資料に基づき事務局より提案があり、承認されました。

第2号議案 「第26回通常総会」提出議案について

第1号議案 平成17年度事業計画(案)承認について

第2号議案 平成17年度収支予算(案)承認について

事務局より、通常総会への提出予定議案書に基づき説明があり、質疑の後、全会一致で承認されました。

第3号議案 新規入会者の承認について

本日までに事務局へ到着した正会員4件、賛助会員2件の入会申込みについて事務局より提案があり、全会一致で承認されました。(脱会 正会員2件、賛助会員なし)

第4号議案 愛知県との「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」締結について

愛知県と、本年3月末に締結予定の「災害発生時の災害廃棄物の処理等に関する協定」について、協定書(案)に基づき提案があり、承認されました。

第5号議案 「平成17年度愛産協会長表彰」実施について

「愛産協会長表彰」を表彰規定に沿って平成17年度も実施する旨提案があり、承認されました。

<報告事項>

1 「平成17年度全産連会長表彰被表彰者」推薦について

各支部長から推薦された「地方優良事業所」3社、「地方優良従事者」6名の被表彰者について、全員表彰基準に適合しており、全産連へ表彰申請する旨報告がありました。

2 「愛知県廃棄物処理政治連盟」平成16年収支決算について

「愛知県廃棄物処理政治連盟」の平成16年収支決算内容の報告がありました。

なお、本年も4月から寄付金募集を実施することとなりました。

3 協会・委員会・部会・支部・青年部会活動状況について

前回(1月)の理事会以降の協会・委員会・部会・支部・青年部会の活動実績及び平成17年6月末までの予定について、事務局より配布資料に基づき報告がありました。

4 「第27回通常総会・懇親会」開催日時・場所について

「第27回通常総会・懇親会」を6月9日に、ホテルグランコート名古屋で開催予定している旨の報告がありました。

5 「第27回通常総会」までの会議日程について

企画委員会・正副支部長会議(5月19日)、理事会(5月24日)を、各々開催予定している旨報告がありました。

6 その他

(1) 当協会の税務調査について

4月7日・8日の2日間、中税務署による税務調査が実施されるとの報告がありました。

事務局だより

行事報告、予定

1月13日～14日 産廃講習会（新規／収集運搬）
 1月14日 全産連賀詞交換会
 1月14日 ISO14001導入準備基礎講座
 1月21日 建設廃棄物適正処理講習会
 1月31日 豊田加茂地域不法投棄防止連絡協議会
 2月 8日 PCB廃棄物収集運搬作業従事者講習会
 2月 8日 愛知県暴力追放セミナー
 2月18日 全産連全国会長・理事長会議
 2月18日 知多地域不法投棄防止連絡協議会
 2月24日 建設廃棄物適正処理講習会
 2月25日 全産連中部地域協議会
 3月 2日～4日 産廃講習会（特責、更新／収集運搬）
 3月17日 愛知県農業用使用済プラ適正処理対策協議会
 3月24日 第26回通常総会
 <以降予定>
 6月 9日 第27回通常総会・表彰式、懇親会
 6月14日 全産連通常総会、20周年記念式典

委員会・部会・支部・青年部会報告

■広報編集委員会

2月15日 循環あいち55号の編集他
 3月31日 循環あいち55号の校正他

■企画委員会

3月 3日 第26回通常総会提出議案他

■建設廃棄物部会

3月 9日 愛建協との懇談会

■支部

1月14日 東三河支部新年交礼会
 3月 9日 尾張南支部法令講習会
 3月11日 名古屋支部ゴルフコンペ

<以降予定>

4月15日 名古屋支部施設見学会
 4月22日 東三河支部通常総会

■青年部会

1月21日 臨時総会・新年会
 1月22日 中部ブロック青年部会
 2月22日 2月全体会議
 3月 4日 3月全体会議
 4月14日 通常総会

入会・退会状況

■新規入会（正会員）

会 社 名 代 表 者	住 所 電 話 番 号 F A X 番 号	許可 区 分	許可の種類・品目				許可の有効期限 (平成)
			収集運搬	中間処理		最終 処分	
				処理方法	品 目		
(有) 平 州 中村 義幸	〒457-0841 名古屋市南区豊田5-2-4 TEL 052-691-4610 FAX 052-691-4610 (名古屋支部)	県		造粒固化	2		21.11.18
		名		造粒固化	2		21. 9.30

会 社 名 代 表 者	住 所 電 話 番 号 F A X 番 号	許 可 区 分	許可の種類・品目				許可の 有効期限 (平成)
			収集運搬	中間処理		最終 処分	
				処理方法	品 目		
(有) 勝栄工業 村上 修二	〒457-0827 名古屋市南区北頭町1-13-3 TEL 052-612-3207 FAX 052-612-3004 (名古屋支部)	県	6.7.8.9.12.13.15				17. 8.23
		名	8.12.15				17. 8. 1
		豊田	6.7.8.9.12.13.15				21. 5.20
坪井金属(有) 坪井 孝憲	〒485-0044 小牧市常普請2-166 TEL 0568-73-9141 FAX 0568-73-9158 (尾張北支部)	県	2.6.7.8.11.12.13.15				17. 3.27
		名	6.7.8.11.12.13.15				22. 2.28
		豊田	2.6.7.8.11.12.13.15				17. 4. 9
		岡崎	6.7.8.11.12.13.15				17. 3.27
(有) リョクリン 鈴木 隆真	〒465-0055 名古屋市名東区 勢子坊1-403 TEL 0561-74-7800 FAX 0561-74-7810 (尾張北支部)	県	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10. 11.12.13.14.15.18. 19	選別、 造粒固化、 破碎	2.6.7.8.9. 12.13.15		収 19.11. 5 中 21. 3. 8
		名	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10. 11.12.13.14.15.18.				19.11.30
		豊田	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10. 11.12.13.14.15.18. 19				19.11.20

〈許可品目欄番号の見方〉

産業廃棄物品目／1. 燃え殻 2. 汚泥 3. 廃油 4. 廃酸 5. 廃アルカリ 6. 廃プラスチック類 7. 紙くず 8. 木くず 9. 繊維くず 10. 動植物性残さ 11. ゴムくず 12. 金属くず 13. ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 14. 鉱さい 15. がれき類 16. 動物のふん尿 17. 動物の死体 18. ダスト類 19. 令第2条第13号産業廃棄物 20. 動物系固形不用品

特別管理産業廃棄物品目／特01.引火性廃油 特02.腐食性廃酸 特03.腐食性廃アルカリ 特04.感染性産業廃棄物 特05.特定有害廃PCB等 特06.特定有害廃PCB汚染物 特07.特定有害指定下水汚泥 特08.特定有害鉱さい 特09.特定有害廃石綿 特10.特定有害ばいじん 特11.特定有害燃え殻 特12.特定有害廃油 特13.特定有害汚泥 特14.特定有害廃酸 特15.特定有害廃アルカリ 特16.令第2条第13号特定有害廃棄物

■新規入会（賛助会員）

- ・トヨタ自動車(株) 〒471-8571 豊田市トヨタ町1
TEL.0565-23-4066 FAX.0565-23-5737 (西三河支部)
- ・(有) 橋本商会 〒460-0007 名古屋市中区新栄2-1-9
TEL.052-242-1318 FAX.052-242-5398 (名古屋支部)

■退会（正会員）

- ・(株) ホウエイリサイクル 豊橋市船渡（東三河支部）
- ・東海化学工業(株) 岡崎市矢作町（西三河支部）

編	集
後	記

第26回通常総会も無事終了し、いよいよ愛・地球博がスタートしました。自然の叡智をテーマとして未来に向かって我々は、どう対応すればよいかを考えなければなりません。

地球温暖化、天変地異、京都議定書、CO₂排出量で世界の36.5%を排出している大国2国が賛同しないのは如何なものかと思います。近々、黄砂も日本に飛んでくるでしょう。しかし、我が国は5.1%排出にもかかわらずひとりひとりが熱意を持って取り組もうとしております。自然の叡智と同じに人間の尊厳も考えるべきではないでしょうか。弁当をもって汗をかく、原点に戻るべきでしょう。

通常総会講演会講師、鳥羽水族館館長中村先生の話では、動物は自然の中で少しのくもりもなく営んでいることを聞かせていただきました。鶴の生命力、母狐の子を思う執念、ラッコの子育て、等々素晴らしいお話を聞かせていただき感動致しました。環境関連事業に携わる我々として今一度、自然の摂理を考え、人間の尊厳を想起し次世代に継承していかなければと思います。

■広報編集委員

- 委員長 堀川 政男 (株)アメニティライフ
 副委員長 鈴木 鉄雄 福田三商(株)
 委員 梶田 弘一 (社)愛知県建設業協会
 “ 上田 良彦 名古屋菱重興産(株)
 “ 浦田恵美子 マルサ(株)
 “ 徳山 雅保 (株)徳山商会
 “ 南村 勝己 大和エンタープライズ(株)
 “ 伊藤 高俊 豊田ケミカルエンジニアリング(株)
 “ 石川 信夫 (有)アイミ
 “ 鬼頭 秀幸 (有)リサイクリング産業
 “ 松井 忠博 (有)松井工業

■支部別会員数

平成17年3月10日現在

支 部 名	正会員数	賛助会員数	合 計
名古屋支部	210	63	273
尾張西支部	85	8	93
尾張北支部	87	11	98
尾張南支部	48	8	56
西三河支部	120	7	127
東三河支部	74	7	81
県 外	26	3	29
合 計	650	107	757

循環あいち

第55号

平成17年(2005)4月20日発行

編 集 『循環あいち』広報編集委員会
 発 行 社団法人 愛知県産業廃棄物協会
 〒460-0022 名古屋市中区金山二丁目10番9号
 (第8フクマルビル5階)
 TEL(052)332-0346 FAX(052)322-0136
<http://www.cjn.or.jp/sanpai/> E-mail:sanpai@cjn.or.jp
 発行人 近 藤 成 章
 事務局 伊 藤 輝 雄
 編集協力・制作 有限会社トピック

〈広告掲載会社名〉

- | | | |
|--------------|------------------|--------------|
| 近藤産興 株式会社 | 株式会社 海部清掃 | 株式会社 ダイセキ |
| 株式会社 タジリ | 株式会社 藤総合センター | オオブユニティ 株式会社 |
| 株式会社 明輝クリーナー | 株式会社 フルハン環境総合研究所 | サトマサ 株式会社 |

今日から明日へ明日から未来へ……
人と街と文化のために、暮らしと環境の調和を目指します。

人々の快適な暮らしのために、「環境整備のプロ軍団」として、地域社会の環境美化に取り組むオオブユニティ。

積極的に先進技術・ノウハウの構築を図り、総合的なメンテナンス体制のもと、

多様化・高度化するニーズにきめ細かくお応えしています。

自然環境を守り伝え、豊かな都市文化をも育む「美しい街づくり」。

私たちはより大きな視野からアメニティ創造の可能性を追及し、

「快適生活」のトータルサプライヤーとして、常に新たなチャレンジを続けてまいります。



UNITY

オオブユニティ株式会社

〒474-0001 愛知県大府市北崎町駒場88番地

TEL (0562) 47-0535 (代表) FAX (0562) 47-0531

●一般廃棄物処理事業 ●都市環境清掃整備 ●下水道調査・修理 ●産業廃棄物処理事業 ●処理場の管理 ●ビル管理清掃 ●工場環境清掃整備

“安全で安心”

豊かな社会と自然環境の創造は
私たちの使命です

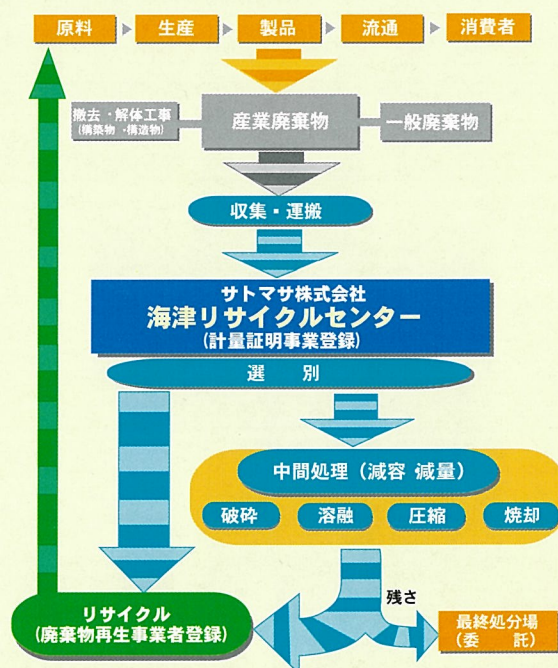


サトマサ 株式会社

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境（環境アセスメント）の保全を図る上で極めて重要なことであります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである「ISO14001」認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉

(社) 愛知県産業廃棄物協会
(社) 岐阜県産業環境保全協会
(社) 三重県産業廃棄物協会
岐阜県産業廃棄物処理協同組合
岐阜県清掃事業協同組合
愛知県産業廃棄物処理業暴力対策協議会
愛知県地域環境創造協会

本 社
愛 知 県 津 島 市 東 柳 原 町 1 - 2 6
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

海津リサイクルセンター 〒503-0643
岐 阜 県 海 津 郡 海 津 町 札 野 4 3 4
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp>

E-mail : info@satomasa.co.jp